

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年9月17日（木）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山口 仁美 君	議員	松枝 正浩 君
議員	久保 史睦 君	議員	川窪 幸治 君
議員	愛甲 信雄 君	議員	徳田 修和 君
議員	有村 隆志 君	議員	松元 深 君
議員	植山 利博 君	議員	前川原 正人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

副市長	山口 剛 君	総務部長	橋口 洋平 君
財政課長	石神 幸裕 君	財産管理課長	田上 哲夫 君
横川総合支所長兼地域振興課長	宗像 健司 君	財産管理課課長補佐	濱崎 利広 君
財政課主幹	村岡 新一 君	横川地域振興課地域振興・教育グループ長	田口 寿隆 君
横川地域振興課地域振興・教育グループ主任主事	黒木 陽介 君		
企画部長	有馬 博明 君	企画政策課長	永山 正一郎 君
情報政策課長	宮永 幸一 君	企画政策課主幹	藤田 光治 君
情報政策課主幹	河野 博志 君	企画政策課情報政策グループ主任主事	藤山 健 君
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
スポーツ・文化振興課長	上小園 拓也 君	溝辺総合支所長兼地域振興課長	齊藤 修 君
市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君	スポーツ・文化振興課スポーツ振興グループ長	中島 大輔 君
スポーツ・文化振興課芸術文化グループ長	濱田 香織 君	溝辺地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー	濱崎 勝幸 君
溝辺地域振興課地域振興・教育グループ主査	清木場 努 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ主任主事	有蘭 宏樹 君
農林水産部長	田島 博文 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋一 君
林務水産課長	中馬 聡 君	耕地課長	塩屋 一成 君
林務水産課長補佐	大坪 信章 君	耕地課長補佐	川崎 千秋 君
林務水産課主幹	山元 秀一 君	林務水産課主幹	岩元 龍己 君
耕地課主幹	森 裕之 君	耕地課主幹	谷口 誠一 君
牧園市民生活課主幹	大脇 賢治 君	農政畜産課農林水産政策グループ長	内村 光孝 君
農政畜産課農政第1グループ長	淵ノ上 博己 君	林務水産課林務水産グループサブリーダー	清藤 明夫 君
耕地課耕地第1グループサブリーダー	吉田 進 君	耕地課耕地第2グループサブリーダー	西 和樹 君
商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課長	池田 豊明 君
観光PR課長	竇徳 太 君	商工観光施設課長	秋窪 達郎 君
商工振興課主幹	椀 敏行 君	観光PR課PR推進グループ長	蔵元 賢一 君
商工観光施設課施設管理グループ長	松崎 義美 君	商工振興課商工観光政策グループサブリーダー	西村 賢三 君

商工観光施設課施設管理グループリーダー	笠井 剛 君	観光PR課PR推進グループ主査	今吉 直樹 君
商工観光施設課施設管理グループ主査	若松 樹 君		
建設部長	猿渡 千弘 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
土木課長	西元 剛 君	都市計画課長	三島 由起博 君
区画整理課長	馬渡 孝誠 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	土木課主幹	八重山 純一 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設政策課政策グループリーダー	豊田 理津子 君
建設施設管理課公園管理グループサブリーダー	桑幡 孝志 君	建築住宅課建築第2グループリーダー	新鍋 周平 君
教育部長	出口 竜也 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
社会教育課長	新門 勝利 君	国分中央高校事務長	赤塚 孝平 君
社会教育課課長補佐	慶田 弦 君	国分中央高校主幹	徳留 要一 君
教育総務課教育政策グループ長	堀ノ内 周作 君	社会教育課学習支援グループ長	井上 寛昭 君
国分中央高校サブリーダー	川野 洋也 君		
保健福祉部長	西田 正志 君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監	林 康治 君
保健福祉部参事兼子育て支援課長	砂田 良一 君	保健福祉政策課長	川畑 信司 君
生活福祉課長	山元 幸治 君	長寿・障害福祉課長	堀之内 幸一 君
健康増進課長	小松 弘明 君	こども・くらし相談センター所長	野崎 勇一 君
保健福祉政策課主幹	野村 譲次 君	生活福祉課主幹	岡留 博 君
長寿・障害福祉課主幹	今村 伸也 君	健康増進課主幹	中村 真理子 君
こども・くらし相談センター主幹	大窪 修三 君	子育て支援課子ども・子育てグループ長	出口 幹広 君
子育て支援課保育・幼稚園グループ長	野村 樹 君	長寿・障害福祉課長寿福祉グループ長	木原 浩二 君
長寿・障害福祉課介護保険グループ長	唐鎌 賢一郎 君	生活福祉課管理グループサブリーダー	山内 太 君
子育て支援課子ども・子育てグループリーダー	松下 孝史 君	子育て支援課保育・幼稚園グループリーダー	竹内 和義 君
長寿・障害福祉課介護保険グループリーダー	有馬 要子 君	健康増進課保健予防グループリーダー	大田 秋美 君
子育て支援課子ども・子育てグループ主査	吉村 祐樹 君	保健福祉政策課政策グループ主任主事	姫野 貴之 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第65号 令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）について

議案第66号 令和2年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時58分」

○委員長（木野田誠君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 8時 58分」

「再 開 午前 11時 09分」

△ 議案第65号 令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第

9号)について、はじめに総括及び総務部の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）について、総括を御説明申し上げます。今回の補正予算は、こども館の設置に関連する経費、霧島市新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策に要する経費、本年6月末からの大雨の影響を受けて被災した施設等の本格的な復旧に要する経費、国・県から事業採択等の通知があった各種事業に要する経費のほか、令和元年度決算に伴う国・県への返還金及び地方自治法の規定に基づく令和元年度決算剰余金の積立てを主な内容としております。歳入につきましては、特定財源といたしまして、それぞれの事業に係る国県支出金や市債等を、一般財源と致しまして、国・県からの過年度分の追加交付金、令和元年度からの決算剰余金の一部及び地方交付税のうち、普通交付税の予算額と決定額の差額の一部等を計上いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ22億5,452万3,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810億3,303万7,000円としようとするほか、第2表で繰越明許費の補正を、第3表で債務負担行為の補正を、第4表で地方債の補正を行おうとするものでございます。次に、総務部の関係につきまして、御説明を申し上げます。歳入につきましては、地方交付税、繰越金及び諸収入に所要の経費を計上しようとするものでございます。歳出につきましては、総務費で、川崎祐宣氏の偉業を称えるための記念公園の整備に要する経費、令和元年度決算剰余金の2分の1相当額を財政調整基金へ積み立てる経費を、それぞれ計上しようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、財政課長及び財産管理課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神裕幸君）

令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）に係る財政課所管の予算について御説明申し上げます。令和2年度一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の11、12ページをお開きください。

（款）12地方交付税、（項）1地方交付税、（目）1地方交付税、（節）1地方交付税の1億5,541万1,000円の増額は、普通交付税の予算額と決定額の差額の一部を、予算編成のための一般財源として計上するものです。次に、27、28ページをお開きください。（款）21繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金の10億1,965万5,000円の増額は、決算剰余金の一部を、予算編成のための一般財源として計上するものです。次に、29、30ページをお開きください。（款）22諸収入、（項）5雑入、（目）2雑入、（節）9雑入の2,932万9,000円の増額は、サマージャンボ（市町村振興宝くじ）の収益金である公益財団法人鹿児島県市町村振興協会交付金を計上するものです。なお、この財源の充当先については、まず、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料の4ページをお開きください。（目）財産管理費の川崎祐宣記念公園整備事業に、1,634万6,000円を。次に、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料の13ページをお開きください。（目）公園費の公園整備事業に868万8,000円を。最後に、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料の14ページをお開きください。（目）社会教育施設費の溝辺コミュニティセンター管理運営事業に429万5,000円を、それぞれ充当しています。次に、歳出につきましては、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料の4ページをお開きください。（目）財産管理費の基金管理事務において9億8,200万円を計上しています。これは、財政調整基金への積立金であり、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき令和元年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるものです。以上で、説明を終わります。

○財産管理課長（田上哲夫君）

財産管理課所管に係る補正予算の御説明を申し上げます。令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料の4ページ中段をご覧ください。併せて、令和2年度一般会計補正予算（第9号）の34ページをご覧ください。財産管理課所管分については、（目）財産管理費に川崎祐宣記念公園整備事業、3,425万5,000円の追加予算を計上しようとするものであります。財源内訳は、公益財団法

人鹿児島県市町村振興協会交付金1,634万6,000円、一般財源1,790万9,000円でございます。この事業は、横川町出身者である川崎祐宣医学博士、平成8年逝去が、川崎医科大学等を擁する学校法人川崎学園の創立者であることから、氏の偉業を称え顕彰するために、また、肥薩線沿線観光周遊ルート of 回遊拠点等とするために、氏の生家跡を記念公園として整備するものであります。整備内容としては、置き換え工による全面芝張1,220㎡で、給水・外灯・駐輪場・外構・園名サイン等を整備する予定であります。事業費内訳としては、委託料、測量・設計・芝管理320万円、工事請負費、公園工事3,100万円、負担金補助及び交付金、給水負担金5万5,000円を計上しています。以上で、説明を終わります。

○企画部長（有馬博明君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、指定管理者関係につきましては、各部で同様の予算計上を行っていることから、その基本的な考え方について、概要を御説明します。本市の指定管理者制度導入施設は312施設あり、そのほとんどの施設が管理運営に必要な経費を市からの指定管理料で賄っている一方、利用料金制を導入している施設については一部を利用料金で、残りを市からの指定管理料で賄っており、これらの施設は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減によって、収入に影響を受けています。指定管理者と市は、協定に基づき、相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理することとしており、それぞれの役割や負担の在り方等もこの協定に定めております。その中で、今回の新型コロナウイルス感染症による影響など、不可抗力によって発生した費用等の負担については、指定管理者が損失を最小限にするよう努力した上で、それでもなお発生した損失については、双方で協議し、合理性の認められる範囲で市が負担することとなっています。そのため、今後の影響が不透明な中、施設の安定的な管理・運営の継続を図るため、利用料金収入等が大幅に減少している56施設について、概算での損失補てんを行うために必要な予算として7,170万円を計上しました。積算に当たっては、過去3年間の収入実績の平均と、4月から6月の実績及び緊急事態宣言が解除された6月の減収率から推計した7月から3月の見込の差を概算の補てん額としていますが、施設によっては、利用料金収入等が減少する一方で、支出が減少する管理経費もあることから、今年度の収支決算に基づき精算することとします。なお、各施設の詳細については、この後の各部の審査において、御質問くださいますようお願いして、概要の説明と致します。よろしく御審査ください。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、総括の部分について質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

予算編成の観点から、霧島商社清算事業についてお尋ねいたします。霧島市が発足して以来、社会的責任というものを根拠にして予算計上をされたことがあるかどうか、また他市においてこのような事例があるかどうかお尋ねいたします。

○総務部長（橋口洋平君）

過去には、こういった形の予算組みはなかったかというふうに記憶しております。それから他市のことについては、ちょっと調査していないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

なかなか社会的責任という根拠で予算を計上することは余りないのではないかと考えるわけですが、もし、この補助金を通ったとすると悪しき前例を作ることになるのではないかと懸念が非常に強くありますけれども、その辺のところ、この補助金の妥当性等についての見解はどのように考えておられますか。

○総務部長（橋口洋平君）

今回の霧島商社に対する補助金の支出の件ですけれども、こちらとしては、いろいろと検討したところでございます。その中で霧島商社につきましては、設立の目的といたしますか、生産者と消費

者の間を取り持って、地域の特産品などのブランド化、それから販路の開拓、それから流通に至るまで一貫したプロセスを行うということで、本市の地域活性化を促進する上でも極めて重要な役割を果たす団体として、その設立に当たって、本市も力を注ぐとともに、理事の輩出も行ってきたところでございます。このような中にありまして、霧島商社が日当山西郷どん村物産館の運営に当たって、御承知のような状況を招きまして、未払金、事業買掛金が発生していることにつきましては、市としても社会的責任を感じているところでございます。一方、日当山西郷どん村につきましては西郷隆盛公が馬をつないだといわれるヒトツバ、西郷どんの宿、それから物産館を配備する本市の観光名所の一つとしても整備したところでございます。このような中にありまして、引き続き、日当山西郷どん村を観光名所として市内外にアピール等をする上で、現状を解消することと等につきましては、社会性があるというふうに判断しまして所要の経費を計上したところでございます。

○委員（仮屋国治君）

今後に憂いを残さないようにしてほしいという思いが非常に強いのですが、指定管理者の今回の補助金も出てきているわけですが、社会的責任という曖昧な根拠の中でやっていくと、非常に厳しい先が見えてくるのではないかとということで大変心配しておりますけれども。本当は1年遅かったですよね。昨年の中ぐらいに、このような補助金とはいいませんけれども。実際、行政というのは非常に上手に体裁を整えてくれるところだから、一時貸付けで再生を図るとか、そういうスタイルを取られるのかなと思っておりましたけれども、そのような議論・協議というのはなかったものですか。

○総務部長（橋口洋平君）

この間、商工観光部のほうとも協議を致しまして、どのような救済策というのが市ではできるかということを検討したところでありまして、その中で、貸付金というような支出の仕方というのも当然、検討されたところでございますけれども、最終的な判断として、公益性等を判断いたしまして、補助金として計上したところでございます。

○委員（宮内 博君）

総括的に、企画部長のほうにちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、今回、指定管理者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、受けた影響額、損失について双方で協議して7,000万円余りの補正予算を組んだということでの報告であります。56施設について損失補てんをするということでもありますけれども、口述の前段の所で、指定管理者が損失を最小限にするように努力した上でというふうにあります。当然、入場者の減少とか、そういうのがあって、そこで働いていらっしゃる方たちの環境にも様々な影響があったのではないのかなというふうに思うのですけれど、その損失の減少というふうに言われている中で、そこで働いていらっしゃる方たちへ労働条件、あるいは身分、そういうものについて、どのような影響があったのか、それらも含めて今回補てんがしっかり行われるのかどうか、その辺をお示しいただきたい。

○企画部長（有馬博明君）

その前段の部分の可能な限りの努力をしてというところにつきましては、当然、新型コロナウイルス感染症の拡大の関係でお客様が少なくなっている。その中で様々な営業努力を頂く、あるいは感染予防をとっていただくということは当然のことではございますけれども、それ以外に例えば事業所によっては国や県の様々な支援を受けて当然、雇用対策も含めてですが、そういったところも活用されるという可能性もございますので、各事業所等につきましては、指定管理者につきましては、そういった国、県の支援等も十分に活用いただきたいということもこちらからお願いをしているところでございます。それから、雇用のお一人お一人のことにつきましては、毎月の各課のモニタリングにおいて、各部、各課のほうで細かく聴き取りをしながら対応して、そのことも含めて、今回のような金額にそれぞれ各課が積算しているかというふうに思っておりますので、こちら各課の推移を十分聴き取りながら、年度末に向けてまた清算等もございまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ということは、いわゆる国の緊急経済対策等を受けて、助成制度を活用した指定管理者もこの中に多く含まれるというようなことで理解してよろしいですか。56施設の中で、それらの支援措置を受けて雇用継続資金などを活用してやった施設等がいかほどあるのですか。

○企画部長（有馬博明君）

現時点ではそういった様々な支援制度の活用をお図りいただきたいというお願いを申し上げている次第でございます。先ほど答弁で申しましたとおり、来年3月末で清算となりますので、その時点で歳入としてどういった御努力があったのか、あるいは歳出としてどういった御努力があったのかを全て清算をする中で、最終的にどのような活用を図って、あるいは図れない事業所等も出てくると思いますので、そういったものが明確になろうかというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

口述の中にもあるように、収束の先が見えないという状況がまだしばらく継続するだろうというふうに思うのです。ですから、今後、インフルエンザ等と重なって、新型コロナウイルスの影響がどう広がっていくのかということも推し量ることができないわけですが、そういうことによってまた損失が広がる可能性もあるうと。今の話では3月時点できちんと総括もした上で、さらに必要な支援を行っていかねばいけないということになろうかと思いますが、そういう観点から今回、補正も組んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○企画部長（有馬博明君）

まず、今回の補正の以前に、年間分割をしてお支払いしている指定管理者の委託料につきまして、前倒しをしながらお支払いをして、少しでも苦しい状況にならないように対応しているというのがまず一点。それでも収入減によって運営が行き届かないというところもございましたことから、今回、補正予算で聴き取りをしながら7,000万円以上の予算を計上したということです。これにつきましても、委員がおっしゃるように状況が大きく変わってまいりますので、施設によっては逆に直近で利用者が増えてという所も当然出てきます。施設によってはなかなか増えないという所もございますので、その状況に応じて予算は確保しながら、毎月毎月のヒアリングによって早めに支払うところ、年度末まで支払わなくていいところというのは、当然ケースバイケースで出てこようかなというふうに考えています。

○委員（新橋 実君）

総括ということで、今回、仮屋委員からもありましたけれども、私が思うに、やはり西郷どん村もそうなんですけれど、指定管理者もそうですが、入札に係る業者が1社というようなことで、市としてはどうしてもその業者を指定せざるを得ないというような感があるのではないかと思います。やはりそれに対して業者をできるだけ多くの業者から選定していただくような対応が必要であると思うのですが、その辺については、どういうふうな形で考えていますか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

指定管理者の公募については、広く呼び掛けているのですが、どうしても1社しかないというのは多数あります。ただ、今年度においては1施設については二つの業者から応募がありまして、現在、選定を進めているところなのですが、なお1社しかなかったとしても選考委員会に外部からも委員が入っていただいて、評価の基準を決めておりますので、点数の60%以上獲得しないと候補者としないうとして、厳しく選定を行って議会のほうに提案しているところです。

○委員（新橋 実君）

これまで、例えば1社しか入札に参加しなくて、指定をはずされたことがありましたか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

私の記憶しているところではないです。

○委員（新橋 実君）

やはり呼び掛けをしっかりとさせていただいて。呼び掛けの期間も短いと思います。呼び掛けをす

れば私は非常に多くの事業者も集まってくると思いますので、その辺もしっかり。西郷どん村にしても今回は1社ということはどうしても選ばざるを得なかったのかなと思いますけれども、私たちもそれは推薦したわけですが。やはりしっかりした業者を推薦すること。ただ点数が60点をこえているから選ぶというのではなくて、より良い業者を選定する、そういう事が大事だと思います。部長どうですか、その辺は。

○企画部長（有馬博明君）

指定管理者の公募に当たりましては市のホームページを始め、広報誌等、様々広く公募を行っているところであり、特にホームページにつきましては、市内だけではなく全国に発信しているわけですので、様々な業者の方が閲覧できる環境は整えているところではございますけれども、今、委員が御指摘のように、その広報を更に深めるためにどういった方法があるのか、他市の事例等も含めながら検討していきたいと考えます。

○委員（宮内 博君）

財産管理のほうに入っていいですか。

○委員長（木野田誠君）

企画部関係の総括の質問はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、企画部は御苦労さまでした。退出をお願いします。

○委員（宮内 博君）

財産管理の関係でお尋ねしたいと思います。川崎祐宣氏の記念公園を整備するということであります。それで、事前評価表を見てみますと、一つは口述にありますように、肥薩線の沿線観光周遊ルートの回遊拠点にしていくということで、全面芝生で造成して整備すると。東屋も造るということであるようですが、計画の中ではトイレの整備をしないというふうに書いてあるわけですね。これは維持管理コストの削減を図るというふうに書いてあるのですけれども、観光周遊ルートという位置付けからしてどうなのかというふうにはちょっと思ったのですけれども、その辺の議論の経過等について御説明を頂ければと思います。

○横川総合支所長兼地域振興課長（宗像健司君）

トイレの設置につきましては、当初から計画はしていなかったところです。一つは大隅横川駅の駅舎に降りてからの周遊ルート、駅のトイレ、あとは近くに総合支所もありますので総合支所のトイレ。総合支所のトイレにつきましては、総合支所はATMがある関係で土日ロビーが開いていますので、そこをお使いいただくということもありまして、今後の維持管理のランニングコストも勘案してトイレの設置はしないこととしています。

○委員（宮内 博君）

今、答弁を聴いて、総合支所は、土日、祝祭日、そういうときには使えないのではないかとというふうに思っていたのですけれども使えるということで、そこは常時そういう状態で開放しているというふうに理解をしてよろしいわけですね。

○横川総合支所長兼地域振興課長（宗像健司君）

はい、総合支所にはATMがある関係上、土日、祝祭日も昼間は開けています。ロビーにトイレもありますので、住民が自由に入れる状態ですので、トイレはいつでも使える状況です

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括及び総務部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時40分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、企画部関係について、御説明申し上げます。今回の補正は、令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法において、令和3年3月までに住民基本台帳システムを改修する必要性が生じたことから、その委託費用507万1,000円を計上するものであります。事業内容については、情報政策課長が説明しますので、審査賜りますようお願い申し上げます。

○情報政策課長（宮永幸一君）

情報政策課で所管する歳出補正予算につきまして、御説明申し上げます。一般会計補正予算（第9号）に関する説明書について、歳入に関しては17ページから18ページ、歳出に関しては33ページから34ページ、また、一般会計補正予算（第8号）等説明資料では4ページになります。それでは、一般会計補正予算（第8号）等説明資料で、御説明させていただきます。4ページをお開きください。情報管理費の507万1,000円の増額補正につきまして、御説明いたします。令和元年5月31日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布されました。この法律は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じることとされています。この各種施策の一つに、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人の認証基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現することが規定されたことから、関連して住民基本台帳法等が一部改正され、戸籍の附票への記載事項の追加と附票のネットワーク構築が行われることとなります。これらの法改正への対応として、戸籍附票システムを改修する経費については当初予算へ計上しておりましたが、連携する住民基本台帳システム等の改修も今年度で行う必要があることが判明したことから、今回、それに係る経費を増額補正するものです。なお、財源は、次ページのとおり全額国庫補助金を充当します。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午後1時00分」

○委員長（木野田誠君）

次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民環境部に関する補正予算について御説明申し上げます。予算説明資料15ページを御覧ください。今回の補正は、霧島市民会館の防水工事、上床運動公園の遊具の修繕、新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者の損失を負担するための委託料を計上しました。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

スポーツ・文化振興課に関する令和2年度一般会計補正予算について、御説明いたします。令和2年度霧島市一般会計補正予算（第8号）等説明資料は15ページから17ページ、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）予算書は55ページから58ページです。まず、文化振興費の霧島市民会

館管理運営事業につきましては、霧島市民会館の安全で快適な利用環境を確保するため、舞台上部等の屋上の防水工事を行うもので、工事請負費700万円を計上しております。次に、社会体育施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少している社会体育施設につきましては、指定管理者との基本協定に基づいて指定管理者の損失を負担し、安定的な管理・運営の継続を図るため、それぞれの施設ごとに委託料を計上しております。内訳としましては、国分運動公園・国分武道館管理運営事業に330万円、国分総合プール管理運営事業に320万円、海浜・北・南公園・児童体育館管理運営事業に130万円、溝边上床運動公園管理運営事業に160万円、横川運動公園管理運営事業に120万円、牧園みやまの森運動公園管理運営事業に150万円、牧園B&G海洋センター管理運営事業に20万円、隼人運動施設管理運営事業に10万円、隼人松永運動施設管理運営事業に170万円、福山地区運動施設管理運営事業に240万円となっています。最後に、体育施設維持管理事業（指定管理者以外）につきましては、上床運動公園施設内に設置しているスカイロープ遊具が故障していることから、修繕を行い、機能回復を図るため、修繕料25万円を計上しております。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

現在の霧島市民会館の屋上の状況はどうなっていますか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

現在は応急処置でコーティングを致しまして、舞台上部にはブルーシートを張って雨漏りがあちこちに散乱しないように対応しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市民会館の築年数と現在の仕上材はどのようなものが使われているのか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

市民会館は、昭和42年7月に出来ておりますけれども、平成11年10月に大規模なリニューアルをしているところでございます。現在の屋根の状況ですが、アクリル塗装が入っていますので、今後、ウレタン塗装にしていきたいというふうに考えております。

○委員（蔵原 勇君）

市民会館の舞台の上だけということですが、結構年数もたっていますけれども、ほかのところの点検あるいは雨漏りというのはいないですか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今回の市民会館の防水工事につきましては、先ほど申しあげました舞台の上部の部分と正面玄関入口の上部の一部に漏れている部分もございまして、そこも併せて対応する予定にしております。

○委員（新橋 実君）

一部をされるということですが、築年数は結構たっているわけですが。以前、アクリル塗装防水をされたということですが、そのときはどれだけの防水をされたのか伺います。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

平成11年の時には、増築を合わせまして全体的な補修をしているところでございますので、その際には全部屋根をやり替えているというふうに思います。今回、修繕いたします所は、舞台の屋上の部分を全面的に、それから入口の所につきましても塗装がなされているところを全面的にやる予定でございます。ただ、当然全てをするわけではございませんけれども、現在、雨漏りをしている所の原因と考えられる所については、今回の分に対応したいと考えております。

○委員（新橋 実君）

前も溝辺の体育館でもあったのですが、一部を補修して、また後でやり替えると。そういうことがあってはならないと思うのです。これをすれば本当に全てできるのか、今回やる面積と全体の面積をお示してください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今、雨漏りをしている所が、ステージの上と入口の部分がございませぬけれども、そこにつきましては今回の雨漏り修繕で対応できるというふうにご考えているところでございます。舞台の上部の所ですが、広さで約156㎡ほどございませぬ。ここは全部やりますけれども、入口の部分は曲線になっておりまして、面積的には今、把握できていないところですが、そんなに大きな面積ではないというふうにご考えております。

○委員（新橋 実君）

全体の面積は把握されているのでしょうか。前も平成11年当時にアクリル塗装を全面されて防水しているのですから。面積は分かっているわけですね。今回やる所も700万円という予算が出ているわけだから面積は分かっているわけですね。面積を教えてください。

○市民環境部長（本村成明君）

済みません、屋根全体の面積は今、数字を持っていませんので、後ほど御報告させていただきたいと思ひます。【12ページに答弁あり】今回の防水面積、設計上の面積を申し上げておきます。先ほど課長が申し上げました舞台側のほうの防水工事を行う面積が239㎡、そして玄関側の一部分と申し上げましたけれども、そちらには小面積用の塗膜防水工事を施工することとして、設計上は62.2㎡を計上しています。

○委員（新橋 実君）

さきほど156㎡と言われたのはどうなのですか。

○市民環境部長（本村成明君）

その156㎡よりも更に周囲を増やして239㎡の設計上は面積を計画しています。

○委員（新橋 実君）

ということは、全体面積では301.2㎡ということご理解していいですね。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほど、239㎡と62.2㎡を申し上げましたので、今回の施工面積としてはおっしゃるとおりです。

○委員（山田龍治君）

説明資料の15、16、17ページそれぞれなんですけれども、この表現の中に利用料金の収入が減少しているということが書いてあります。ということは前年度比で恐らく影響があったということなんだろうから、各事業の間にコロナに対してどのぐらいの減収があったのか、そしてそれぞれ金額が違いますけれども、その根拠はどうして積算をしたのか説明していただきたいと思ひます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

コロナによる影響でございませぬけれども、全体的に申し上げますと、4月から6月における過去3年間の利用料金の収入と今年の4月から6月と比較をしております。それによりまして4月から6月における3か年の平均と比較しますと、40%ほどで収入が落ち込んでいるということごございます。金額にしますと約603万円ほどになります。

○委員（山田龍治君）

それぞれの各施設に、それぞれ金額をつけて、今回お金を出すということなんですけれども、その根拠を。どういった形でこの金額になったのかお示しいたきたい。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

先ほど申し上げました過去3年間の平均ですが、これを各施設ごとにそれぞれ計算をいたしまして、各施設ごとの4月から6月の3か年平均と今年の4月から6月の収入を比較して、その上で6月の減収率を基に、7月以降の分を積算いたしまして、概算で計算したところごございます。

○委員（宮内 博君）

全体で社会体育施設費の事業費補正として1,675万円ということになっていませぬ。それで今、山田委員のほうからもありましたように、減収率については40%減ということごの試算だということごありますけれども、それぞれ今回示してある各施設の減収率がどうなっているかが分かります

か。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

各施設の減収率でございますけれども、4月、5月、6月それぞれとっておりまして、全体を平均していないところでございますが、一番減収が大きいのが全体的に見ますと5月でございます。ここは緊急事態宣言が出た頃でございますけれども、その5月の数字で申し上げてよろしいでしょうか。順次、申し上げます。国分運動公園が52%、国分総合プール55%、国分海浜公園、児童公園、北公園、南公園50%、上床運動公園が53%、横川運動公園が42%、牧園みやまの森運動公園3%、牧園B&G海洋センター44%、隼人運動施設62%、隼人松永運動施設62%、福山地区運動施設48%。ただいま申し上げました数字は過去3年間の平均と令和2年度においてどれだけ減少したかという数字でございます。【本ページに訂正発言あり】

○委員（仮屋国治君）

今、減収率をお示しいただいたわけですがけれども、例えば牧園みやまの森運動公園が3%しか減収率がないところで150万円の委託料と。最初のところで、国分運動公園は52%で330万円とあるわけですがけれども、必要経費そのものが違うのかもしれないけれども、この辺の開きはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

牧園みやまの森運動公園3%、これにつきましては97%減少しているということで、ほとんど利用がなかったということでございます。失礼しました。減収率と申し上げましたが、これは収入率の誤りでございます。訂正をお願いします。それから、牧園みやまの森の金額につきましては、そもそもの施設に掛かる経費が違うことと利用料金として入ってくる金額にもともと大きな開きがございますので、今回計上している分につきましては、本来入ってくるべきであった利用料金が入ってこないための概算を補填するものでございます。

○委員（木野田誠君）

済みません、ちょっと私の発言に間違いがあるかもしれませんけれど、さきほど、4月から6月の収入減が40%で603万円の収入減という発言ですかね。これについては、収入減で間違いはないですか。平均して40%減と。[「はい」と言う声あり]あとは、収入率ですね。

○委員（新橋 実君）

回答は後でいいのですが、先ほど話をしましたけれども、市民会館です。やはり同じような形で築年数がたっているわけですので、また後々、一部だけを修繕しても後の所に負荷が掛かるようであれば、そちらのほうからまた雨漏りがしたりすれば、それだけ負担も掛かると思いますけれども。700万円というのは㎡単価2万円ぐらいで、非常に高い金額ですがけれども、この工事費にどういったものが含まれているのかお伺いします。

○市民環境部長（本村成明君）

細かい積算のほうは建築住宅課でやっておりますけれども、内容につきましては、仕上げが先ほど課長のから答弁いたしました舞台側がウレタン塗膜防水でございます。玄関側が小面積用の塗膜防水ということでございます。当然、仕上げをする前に、既存のものがそれぞれ塩ビシートが張ってあったり、先ほどありましたアクリルゴム系の塗膜防水シートの防水工事がしてありますので、委員も御存じだと思いますけれども、まず、その防水層を全部剥がす撤去工事がかなり数字が上がっているようでございました。これに仕上げ工事を施すということが大まかな内容です。

○委員（新橋 実君）

私が言いたいのは、そのためには足場を組んだり、そういった工事も掛かるのではないかと思うのです。そういった費用がここでは分からないという理解ですね。建築住宅課でない分からないわけですね。

○市民環境部長（本村成明君）

はい、当然、足場もこの経費の中に入っていますけれど、その内訳について、足場代が幾らとい

うことについては、今、数字を掴んでいません。

○委員（新橋 実君）

だから、そうであれば、やはり以前もあったようにそういう経過があったわけですので、全体と一緒にやるという計画はなかったのですか。

○市民環境部長（本村成明君）

理想的には全ての防水層についてこのような工事ができればいいのでしょうか、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ということで、現在のところでは、空調関係、換気設備を近々12月補正予算でも考えているところがございますけれど、大きな工事費を要求する予定でいるところがございます。また、そのほか市民会館の設備等につきましても、今、改修の計画を持っておりますので、まずはそういうものをしてから、本当は全部一緒にできればいいんですけども、なかなか財政的な問題もございますので、今回は屋根の防水工事につきましては雨漏りがしている所を集中的に、最低限のところを計画をさせていただいています。

○委員（新橋 実君）

分かりますけどね。前の溝辺の場合は、とりあえず一部を補修して行って、そういうふうな形でまた全体をやり替えたという経緯もあったわけですね。今回はその部分については、しっかりとやり替えるということですから、そういうことはないと思いますけれども、そういうことは今後はないように、しっかりとその部分については事業所のほうにも保証を持たせて、10年保証というあれもあるわけですので、しっかりと対応していただきたいと思います。あと、足場等についてもせっかく足場を組むわけですので、できるだけその足場に係る部分については、できるだけ工事をしたほうが良いと思いますので、その辺もまた考えておいてください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

全体の㎡でございますけれども、約1,500㎡でございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時19分」

「再開 午後 1時21分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、（款）6農林水産業費の（項）1農業費において、（目）2農業総務費、（目）6農道及び用排水路整備事業費で、合計2,490万円の増額補正、（項）2林業費において、（目）2林業振興費、（目）4治山事業費で、合計6,326万6,000円を増額補正しようとするものです。また、梅雨前線豪雨等により被災した農地や施設等の機能回復を図るため、（款）11災害復旧費の（項）1農林水産施設災害復旧費において、（目）1農地農業用施設災害復旧費、（目）2林業施設災害復旧費で、合計1億7,860万円を増額補正しようとするものです。なお、農林水産部における総体では、農林水産業費、災害復旧費合計で、2億6,676万6,000円の増額補正となります。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

令和2年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第9号）に関する説明書は45から46ページ、一般会計補正予算（第8号）

等説明資料は8ページです。一般会計補正予算（第8号）等説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の8ページをお開き下さい。（目）2 農業総務費の各種農業関連施設管理事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少している横川農業交流センター等について、基本協定に基づき指定管理者の損失を負担し、安定的な管理・運営の継続を図るための経費140万円を計上しております。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（中馬 聡君）

令和2年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算（第9号）について、御説明いたします。一般会計補正予算（第9号）に関する説明書は47から48ページと59から60ページ、一般会計補正予算（第8号）等説明資料は10ページと19ページです。一般会計補正予算（第8号）等説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の10ページをお開き下さい。（目）林業振興費の特用林産物推進対策事業の補正額106万6,000円は、降灰による特用林産物の被害軽減と品質確保のため、施設整備に要する経費を支援し、生産者の所得向上及び経営安定を図るもので、負担金補助及び交付金106万6,000円を計上しております。なお、財源につきましては、全て活動火山周辺地域防災林業対策事業費県補助金となっております。次に、（目）治山事業費の治山事業の補正額6,220万円は、豪雨による林地崩壊が、下流に位置する農業用施設に被害をもたらしていることから、治山事業により更なる林地崩壊の防止と農業用施設の保全を図るため、委託料720万円、工事請負費5,500万円を計上しております。なお、財源につきましては、全て緊急自然災害防止対策事業債6,220万円となっております。次に、19ページをお開きください。（目）林業施設災害復旧費の現年補助林業施設災害復旧事業の補正額7,960万円は、梅雨前線豪雨等により被災した林道の速やかな復旧を図るもので、補助災害復旧事業にかかる工事請負費7,960万円を計上しております。なお、財源につきましては、現年補助林道災害復旧費3,980万円、農林水産業施設災害復旧事業債3,580万円であります。次に、繰越明許費について、御説明いたします。一般会計補正予算（第8号）等説明資料の3ページをお開きください。（目）治山事業費の5,500万円は、緊急自然災害防止対策事業の林地崩壊防止工事（万膳地区）の工事請負費ですが、今後、実施測量設計を行い、関係者地権者への説明をしたうえで工事着手となることから、工事に必要な期間の確保ができないため、繰り越すものです。次に、（目）林業施設災害復旧費の7,800万円は、現年補助林業施設災害復旧事業の工事請負費ですが、災害査定後の補助金申請等の事務手続きに時間を要することから、事業規模の大きい2路線において、工事に必要な期間の確保ができないため、繰り越すものです。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（塩屋一成君）

令和2年度農林水産部耕地課の一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第9号）に関する説明書は45～46ページと59～60ページ、一般会計補正予算（第8号）等説明資料は9ページと18ページです。一般会計補正予算（第8号）等説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の9ページをお開きください。（目）農道及び用排水路整備事業費の農道・用排水路整備事業は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、防災のためのインフラ整備を行い、市民生活の安全性の向上を図ろうとするもので、委託料100万円、工事請負費1,550万円、公有財産購入費20万円、補償補填及び賠償金30万円を計上しております。なお、財源につきましては、すべて緊急自然災害防止対策事業債となっております。次に、農地防災事業については、農業水利施設であるため池において、事故防止のため防護柵の整備を行い、市民生活の安全性の向上を図ろうとするもので、工事請負費650万円を計上しております。なお、財源につきましては、全て農業水路等長寿命化・防災減災事業費県補助金となっております。次に、18ページをお開きください。（目）農地農業用施設災害復旧費の現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、梅雨前線豪雨により被災した農地・農業用施設

のすみやかな復旧を図ろうとするもので、工事請負費9,100万円を計上しております。財源内訳は、農地災害復旧分担金420万円、現年補助耕地災害復旧費県補助金5,285万円、農林水産業施設災害復旧事業債2,750万円であります。次に、現年単独農地農業用施設災害復旧事業については、梅雨前線豪雨により被災した農地・農業用施設のうち、補助対象とならないものすみやかな復旧を図ろうとするもので、工事請負費800万円を計上しております。なお、財源は農林水産業施設災害復旧事業債520万円であります。以上で、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

説明がありますか。できましたらこれは簡単に説明をお願いします。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

お配りいたしました資料のほうを説明いたします。まず、林務水産課は1ページと2ページでございます。1ページが補助災害でございます。7月の豪雨によって、林道においては3か所の被災箇所がございました。内訳についてはその資料に書いてございますように、国分が2地区、福山が1地区でございます。金額については、右のほうに書いてある5,300万円、160万円、2,500万円という内容になっております。被災状況につきましては、被災写真を上から順に付けておりますが、今現在、林道災害のほうの災害査定が今週から実施をされております。一応、月曜日に査定を受けまして、一部ガードレール等の削除という部分的なものがありました。ほぼ申請どおりという内容になっております。今日、朱入れということで、補助金の確定と申しますか、朱入れの金額が決まる状況であります。次に2ページでございます。2ページは治山事業でございます。緊急自然災害防止対策事業債、起債を活用した事業でございます。治山事業、林地崩壊につきましては、ほとんどが鹿児島県のほうに御相談を致しまして、国の補助事業等を活用しておりますが、この起債が活用できるということで、この地区に大掛かりな治山事業をして、恐らくこの規模をやるのは初めてではないかなと考えております。林地崩壊、市内全域にたくさん発生をしているんですが、ここにこの事業を導入したというのが、この図面等を付けております林地崩壊箇所から流れた土砂等が下流に流れ出て、これが下流のほうに、写真の左側です、真ん中の左側にあるのが頭首工でございます。農業施設でございます。これが約5haから6haぐらいの受益を要する頭首工でございます。林地崩壊によって流れ出したやつがここに流れ込むと。この用水路がちょうど頭首工の横にトンネルで最初入っていると。トンネルを最初くぐって用水路が下流域にかかるのですが、どうしてもここに土砂が流れ込むと。これが閉塞してしまえば先ほど言った受益地は水はかからないという状況です。それと最大の目的は、写真等にあるこの林地崩壊がこの地区に点々と崩壊が進んでいる状況で、今後、これがどんどん進んでいけば、もちろん頭首工もですが、林地崩壊が進んで、上の作業路とか、こういう近隣まで被害が及ぶということで、この事業債を入れて事業をするという運びになりました。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

耕地課の資料の説明を致します。縦書きの表になります。ページは3ページになります。まず、災害の豪雨の日付が6月25日から6月30日の梅雨前線豪雨、これに伴う件数が7件になっております。内訳としましては、農地が5件、施設災害が2件となっております。続きまして7月3日から7月8日の梅雨前線豪雨によりまして、21件の申請をしております。内訳としましては、農地が13件、施設が8件になります。地区別を説明しますと表のとおりになっております。溝辺地区が10件、横川地区が4件、牧園地区が5件、国分地区が1件、霧島地区が5件、福山地区が3件、金額にしますと、資料のほうで9,250万円とありますが、補正予算の計上では9,100万円です。計上さしていただいております。それから単独の耕地災害になります。国分の上之段地区の頭首工、2級河川高橋川に設置されます頭首工のエプロンと申しまして、頭首工本体は残っているのですが、高低差があります頭首工の叩きの部分が被災しております。写真で御説明したいと思います。8ページの真ん中下の単独災害というところに2枚写真を載せております。2級河川高橋川にあります頭首工のちょ

っとまだ水量が多いときに撮っておりますので見えておりませんが、写真の左半分側の水の所に、頭首工の下流部分にあります洗掘防止のための叩きの部分があるんですが、これが被災を受けておりますので補助災害にかからないということで、今回、単独で計上をしております。金額としましては800万円ということになります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

この災害の写真がありますけど、ここに事業費が書いてありますが、これは査定を受けて決まった金額なのか、今後、増減があるのかお尋ねいたします。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

1ページに金額を上げておりますのが、最終的に補助債に出した金額とは若干は異っております。補正に上げる段階が若干が早かったものですから、最終的に補助債の金額が固まったのが、先週ということで、若干は数字が違いますが、ほぼ近い数字でございます。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

耕地課も同じように、これから災害査定を受けます。まだ図面等が出来上がっていない箇所もありますので、災害直後の災害報告の金額ベースのものと、詳細ができていものはそれに合わせた金額に修正をして申請しています。

○委員（仮屋国治君）

近年単独農地農業用施設災害復旧事業というのについてお尋ねします。この説明の中で、補助対象とならないものの速やかな復旧を図ろうとするものというふうになっているわけですが、補助対象にならないものというのはどのような基準になっておりますか。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

例えば今回のように農業用施設、台帳に載っていないということで協議をしまして、単独災害で計上したところです。施設台帳がございますので、それに載っている範囲では、補助災害対応になるということになっております。

○委員（仮屋国治君）

台帳の意味がよく分からないのですが、面積用件とか、そういうものがどこかにあって、ここから下は補助対象にはならないんだと。それを市債でやるんだというふうなことではないのかと思うのですが、もう少し詳しく御説明いただけませんか。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

通常の農地災害、施設災害の基準としましては、受益者が2戸以上という採択基準があります。

○委員（仮屋国治君）

何でお尋ねするかというと、災害があった後に、ここをどうにかしてくれないかと私たちは尋ねられるんですね。行政の皆さんにお話を通すんですけども、ここは補助の対象になりませんと言われるのですよ。そう言われればそれで終わりなのですが、ただ、この分はそうならないものを何とかするという復旧事業でしょう。だからその辺のところはどうなっているのだろうかということをお尋ねしているのです。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

先ほど受益者の話で、2戸以上という説明を致しました。金額ベースでも農地、耕地関係の場合は40万円以上というのがあります。土木も60万円以上とあるのですが、その二つの要件に合致しないようなような場合は、それぞれの担当がそういう回答をしているかと思われまして。今回の場合は金額は800万円なのですが、施設台帳に載っていないと。造った当時のどういう事業であったかは分からないのですが、維持管理上必要な台帳に載っていないのでできないということで、地域振興局とも協議をしまして、しなければならないということで、頭首工本体を守るために必要だということで、今回計上しているところになります。今回、通常の採択要件とはちょっと違う理由になっ

ております。

○委員（仮屋国治君）

何となく分かりました。受益者が2戸以上と40万円以上が補助対象なんだけれども、それを同じもので台帳に載っていないところがあると。その分をこれでやるんだということによろしいですね。

○耕地課長（塩屋一成君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

説明資料の8ページの横川の農業交流センターの指定管理者の損失負担140万円でありますけれど、減少率がどれほどであって、その試算をされているのですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

まず、今回の積算につきましては、過去3年間の収入実績の平均と4月から6月の実績及び緊急事態宣言が解除された6月の減収率から推計した7月から来年3月までの見込みの差を概算の補てん額として積算して予算計上しております。口述の中で横川農業交流センター等と申し上げましたけれども、3か所分でございます。霧島緑の村、横川の丸岡にあります横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設の3か所分で140万円となっております。減収率につきましては、丸岡のほうは、6月の減収率は減っておりませんで109%でございます。4月がマイナス40万5,000円、それから5月が66万4,000円、6月につきましては3か年平均よりも上回っていたことから、109%という数字となっております。この109%を7月から3月まで掛けて、先ほどの40万5,000円、66万4,000円足してプラスになった分を引きまして横川のほうは100万円、緑の村は40万円ということで、140円を計上しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

3か所分ということで、今、紹介があったのは、緑の村と交流センターかなと思うんですけど、あと霧島地区の森林活用環境施設はどうなっていますか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

今、申し上げました横川の二つの施設、バンガローと交流センターを合わせた額が今申し上げた数字でございます。

○委員（宮内 博君）

確認ですけれど、ちょっとよく分かりませんが、緑の村40万円ということですよ。それで横川の農業交流センターとあともう1か所、霧島環境施設とかおっしゃいませんでしたか。そこも交流センターと同じところで合算ということですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

バンガローが森林活用環境施設となっておりますので、横川の二つの施設が先ほど申し上げた100万円、緑の村のほうは40万円という形になります。

○委員（新橋 実君）

耕地のほうにお伺いします。ページです。今回、農道用排水路整備事業ということで、水路等の防護柵とため池防護柵とかあるわけですけど、この国分地区の水路等の防護柵、これは市民の方からの要望ですか、それから場所等はどうなっていますか。それからメーター数も教えてください。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

今回、国分地区で3件あげています。3件ともまちづくり要望が各地区自治公民館から出ております。内訳と致しましては、東その山地区自治公民館です。こちらは剣之宇都地区になりますけれど、転落防止ということで、延長が私たちの実測ですが、288mで300m弱。場所は鮮ど市場の裏、松永上溝用水沿いという所です。これも今、単年度で、交通安全事業で1か年だけやっているのですが、延長があるということで、今回、緊急自然災害防止対策事業を申請しています。それから2件が上小川地区の公民館からありました野口タタミの裏の用水路の安全対策ということで、こちらのほうも市道になっているのですが、用水路が側面にありまして、高低差があるということ

で上小川地区自治公民館から出ているところであります。延長は60mです。それからもう一件です。国分敷根地区自治公民館から出ております。通学路にあるコミュニティ広場正門より東側へ、海沿いへということで、これも用水路沿いの転落防止ということで地域のほうガードレールか若しくはガードパイプでもいいですということで頂いております。ただ、こちらのほうは地元の東西の排水路のほうが大きくて深いものですから、まずはそちらのほうをやっていききたいということで、今回の予算では50m申請しています。

○委員（新橋 実君）

あと、溝辺はため池が2か所が上下に書いてあるのですけれど、ため池の防護柵というのは、これまでもこういう所はあったと思うのですけれど、今までもやるきっかけはあったと思うのですが、今回やるようになったきっかけというのはどうなんですか。

○耕地課課長補佐（川崎千秋君）

今回、溝辺のため池が2か所計上されているのですけども、まず、この事業の緊急自然災害防止対策事業債というのが、農業水利施設の防護柵という位置付けで、200万円未満の部分について申請ができますという、今年1年間だけの特例のそういう部分になっています。国分地区についても200万円以下ということで計上させてもらっております。ため池の防護柵については、道路沿いについてはガードレールがあったり、ガードパイプがあったりするのですが、要するに子供がすり抜けをする、そういう所について、万が一落ちた場合、ため池の管理者である霧島市が訴えられるということになりますので、そのような所を今回こういう事業と。あと一つ、この下のほうに農地防災事業というのがあるんですけども、こちらのほうも溝辺のため池の防護柵になります。これについては、国費100%の定額予算でありまして、ここについては200万円以上という条件があります。そういうところに合致したものですから、今回2か所、通学路に接する場所、また公園等があるところについて、こちらのほうでそういう地区あったというのを認識していたものですから、今回計上しております。

○委員（新橋 実君）

まだ、こういうため池というのはほかの地区も結構あると思うのですが、認識している所が結構あるという理解でよろしいですか。

○耕地課課長補佐（川崎千秋君）

霧島市には、前回もお話ししたとおり29か所のため池があります。山の中にあるため池もあるし、同様に道路沿いにある、また所有者が霧島市もあれば個人、自治会、そういうところがあります。今回につきましては、市の所有する実際に管理しなければならないというところで計上させてもらっています。今回、ため池のいろんな法律等が整備されてきていますので、今後は、個人のため池なり、自治会等のため池も、何らかの支援等も必要になって、安全対策は図らないといけないのかなというふうには考えています。

○委員（池田綱雄君）

今回、新型コロナウイルスの関係で、利用料金収入が減ったというのがたくさんあるのですが、この中で今回のこの横川農業交流センターですか、これはどのような人が利用しているのか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

施設については加工施設と、会議室等がある、いわゆる各地区にある加工施設と同じような施設でございます。

○委員（池田綱雄君）

ということは、近辺の人がと言えぱおかしいけれど、地元の人が主に利用している、そういうセンターですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

ほぼ、地元の方で御利用いただいております。

○委員（池田綱雄君）

それにしては、100万円の減収というのは大きいような気がするわけですね。ということは、コロナウイルスでセンターを一時閉鎖したとか、そういったことがあったのですか。通常、開けていて100万円の減収があったということですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

先ほども答弁しましたとおり、バンガローと、それから加工施設の部分で計算をしております。主にバンガローの利用者が減ったということによる、この100万円ということになります。

○委員（山田龍治君）

この補足資料の林道の件、3か所、今回、復旧工事をするということなんですけれども、この道路はいつ頃整備されたのか。そして、過去に、この3か所の林道の中で、同じような壊れたようなことがあったのか、お示しいただきたいと思います。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

築造年度ですが、林道の整備については、かなり前に整備されたものだということでありませぬ。それと、被災につきましては、特に一番下の中崎線、これは福山の路線でございますが、平成28年度の災害でも、恐らく決定金ベースでも1億円を超える災害が頻発している状況であります。これは地形的な問題、そういうもので今後も心配される路線ではございます。それと1番上の川原線、これはこの写真の舗装を見ていただいても分かるように、若干新しい整備ではあるかと思っております。この路線につきましても、非常に急峻な場所に築造してあるということで、去年ですか、同じ川原線で単独のほうで排水整備と。これはどうしても林道の崩壊、30mくらい崩れているということで、林道をつなぐことができないということで、分割して迂回ルートを立て、林道の利用者には利用していただくという経緯で、林道につきましては、どこの路線というわけでありませぬけれども、頻繁に小規模、大規模な災害があるという状況でございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時58分」

「再開 午後 2時01分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めませぬ。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、商工観光部関係の補正予算につきまして、御説明いたします。今回の補正予算は、観光PR課所管の日当山西郷どん村物産館の管理運営事業者の撤退による、納入事業者や生産者への未払金等を解消するための経費、商工観光施設課所管の老朽化が著しい国分キャンプ海水浴場の管理棟・倉庫の建替え工事に係る経費と新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少している丸岡会館等外4指定管理施設の損失を負担する経費の、七つの事業に係る増額補正を行うものです。以上、商工観光部関係の概要を説明しましたが、詳細につきましては、各担当課長が説明ませぬので、御審査くださるようお願いいたします。

○商工PR課長（竇徳 太君）

観光PR課関係につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第9号）の3ページ、令和2年度一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の49ページから50ページ、令和2年度一般会計補正予算（第8号）等説明資料の10ページになります。令和2年度一般会計補正予算（第8号）等説明資料で、御説明いたします。10ページをお開きください。

今回の補正は、(目)商工振興費の商工業振興総務管理事務事業において、負担金補助及び交付金837万6,000円を計上しています。事業内容につきましては、一般社団法人霧島商社は、日当山西郷どん村物産館の管理運営を行っていましたが、経営状況の悪化に伴い令和元年8月末日をもって事業撤退となり、この間に生じたレストランや特産品販売所等に商品を納入していた事業者や生産者への未払金等を解消することができない状況にあることから、納入事業者や生産者の経済的負担の解消を図るものです。なお、清算業務としては、未払金等の清算のための組織を設置し、理事を輩出している団体から協力金を拠出した上で、納入事業者や生産者へ支払うこととしています。財源としては、全額一般財源となっています。以上で、観光PR課の説明を終わります。

○商工観光施設課長(秋窪達郎君)

商工観光施設課関係につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、令和2年度一般会計補正予算(第9号)の3ページ、令和2年度一般会計補正予算(第9号)に関する説明書の43ページから44ページ及び49ページから50ページ、令和2年度一般会計補正予算(第8号)等説明資料の8ページ及び11ページから12ページになります。令和2年度一般会計補正予算(第8号)等説明資料で、御説明いたします。8ページをご覧ください。労働施設費の丸岡会館等管理運営事業の委託料1,540万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少している丸岡会館等につきまして、基本協定に基づき指定管理者の損失を負担し、安定的な管理・運営の継続を図るものです。次に、11ページをお開きください。施設管理費の国分キャンプ海水浴場管理運営事業の工事請負費2,200万円は、老朽化が著しい国分キャンプ海水浴場の管理棟と倉庫の建替え工事を行い、利用者の安全性及び利便性の向上を図るものです。次に、同じく11ページの霧島高原国民休養地管理運営事業の委託料1,420万円、乗馬施設管理運営事業の委託料260万円、塩浸温泉龍馬公園管理運営事業の委託料130万円、12ページの浜之市ふれあいセンター管理運営事業の委託料340万円は丸岡会館等管理運営事業の委託料と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各施設の損失を負担するものです。以上で、商工観光施設課の説明を終わります。

○観光PR課長(寶徳 太君)

質疑に入ります前に、本予算を要求するに至った経緯について、委員の皆様配布してある資料で補足説明します。別紙1をご覧ください。日当山西郷どん村は平成29年12月10日に西郷どんの宿が完成し、同時に霧島市特産品協会の運営で仮設の特産品販売所をオープンしています。その後、レストランと特産品販売所を併設した日当山西郷どん村物産館が平成31年1月22日に完成し、翌日のグランドオープンから一般社団法人霧島商社の管理運営が開始されていましたが、委員の皆様御存じのとおり、令和元年8月31日をもって、管理運営事業を撤退しています。事業撤退が決定してからは、撤退を待たずに速やかに新たな管理運営事業者の公募を8月28日から開始した結果、令和元年12月に(株)無垢による管理運営が開始され、現在に至っています。一方、一般社団法人霧島商社は、単なる営利目的ではなく、地域活性化を目的として商品の開発や6次産業化、販路拡大を推進するため、生産・加工・販売まで一貫してプロデュースすることに関する事業を行う目的で、本市を始め、商工会議所、商工会、JAあいら、観光協会、各関係団体の後押しを受けて平成29年12月15日に設立された地域商社で、地域産品の開発販売に関する事業を始めとする各種事業を展開していました。平成31年1月23日からは、先ほども申し上げましたが、事業の一環として、日当山西郷どん村物産館の管理運営を開始しましたが、7か月余りで事業撤退となっています。事業撤退となった要因は人件費等の経費が経営を圧迫した結果であると、その後の大山代表理事との協議の中で明らかになっています。事業撤退後は、大山代表理事が退く前提で、西郷どん村物産館の債務の一部負担を含め、商社事業を継承でき得る事業者を模索していましたが、債務整理が進展しないまま、令和2年2月18日の理事会においても今後の方向性が見出せず、事業継承の案件が暗礁に乗り上げた状況となっていました。また、昨年度までは観光課と霧島PR課で協力しながら、本案件に対応していましたが、本年4月から観光PR課となり、窓口が一本化されました。本市としては、未払

金、買掛金が残るこの状況をこれ以上放置できないことから、4月30日に商社理事を輩出している団体の長及び商社理事を召集した関係者会議の実施や、庁内外での様々な会議等を実施し、解決に向けた協議を重ねてきましたが、大山代表理事が体調を崩したことも影響し、これ以上の債務整理等は困難と判断し、本来ならば商社ですべき整理について、観光PR課において、未払金等の確認作業を行ったところです。その結果を基に8月27日の理事会において、今後霧島商社の再建は困難であり、解散せざるを得ない状況にあるため、西郷どん村物産館の管理運営事業を実施していた際の未払金及び買掛金については、理事を輩出している関係団体で協力しながら、解消するとの結論に至りました。続きまして、霧島商社に関する会計年度毎の収支について説明します。別紙2をご覧ください。本表は、霧島商社の財務状況を損益計算書に基づき整理したもので、左から、第1期、第2期、第3期の順に各期の収支を棒グラフで表記し、主要な費目の内訳を明記してありますが、直近の会期である第3期につきましては、予算要求時、7月20日のもので、現在、商社監事の若松会計事務所により精査中であり、内訳については、明記できないことを御理解ください。まず、第1期は、霧島商社が設立した平成29年12月から平成30年7月までの決算報告となり、西郷どん村物産館の管理運営を行う前の実績となっています。期末残高は83万656円となっています。次に、第2期は、平成30年8月から令和元年7月までの決算報告から整理したもので、西郷どん村物産館を管理運営していた時期となります。期末残高はマイナス1,652万5,544円となっています。最後に、第3期は、先ほど御説明しましたが、現在会計事務所による精査中であり、見込みの期末残高はマイナス131万3,181円となっています。第1期から第3期までの収支を整理したところ、負債の合計は1,783万8,725円となっています。続きまして、霧島商社に関する今後の支払の流れについて説明します。別紙3をご覧ください。先般、開催されました全員協議会において、山口副市長が説明していますが、改めて説明します。資料の右側の太枠で囲んであります債権者113名分については、本市を含む商社理事を輩出している関係団体で、未払い事業者等清算のための組織、仮称ではありますが、霧島商社清算事業連絡会を設置した上で、これを通じて、西郷どん村特産品販売所の生産者等の未払金88件、460万5,942円、西郷どん村レストランの納入事業者等の買掛金及び商社事業買掛金25件、376万9,786円、合計113件、8,37万5,728円を支払う予定としています。なお、関係団体からの協力金の内訳については、商工会議所が30万円、JAあいらが30万円、商工会が10万円、観光協会が10万円、合計80万円の支出予定としており、未払金及び買掛金を清算した後に精算業務を実施した場合、最終的な市の負担額は757万6,000円程度となる予定です。続きまして、霧島商社のその他の債務について説明します。まず、JAあいらの初期融資の418万3,378円、これについては、大山代表理事が連帯保証人となっていることから、今後、個人的な債務として残る予定です。次に、本市の行政財産使用料等の219万4,670円、これについては、今後も請求を継続することとしています。次に、霧島商社関連企業のきりしまミクスの短期借入308万4,949円、これについては、管理運営時の従業員への給料未払いを解消するため融資ですが、きりしまミクスが債権を放棄することです。最後になりますが、今回の件に関し、大山代表理事からは本市及び関係団体の協力に対しては感謝するとともに、西郷どん村物産館における未払金及び買掛金、合計837万5,278円については、今後何らかの形で支払い可能な場合はお返ししたいとの申し出があったことを申し添えまして、本予算に関する補足説明とします。

○委員（新橋 実君）

霧島商社の会計年度毎の収支に関する資料を今日もらったわけです。この中で、第1期、第2期、仕入れ、人件費、管理費とあるわけですがけれども、仕入れ、人件費は分かりますけれども、管理とその他管理費、これはどういったものですか。

○観光PR課PR推進グループ主査（今吉直樹君）

その等の管理費、管理費というのは外注委託費や運賃、送料ですね。それから広告宣伝費、通信費、消耗品費、その他会社運営に必要な経費か全てここに入っております。

○委員（新橋 実君）

いろいろな外部委託費とか、そういうものが仕入れより多いと。そこらへんからが非常におかしいと思うわけですが、その辺について、誰も助言する人がいなかったのですか。理事の方も結構いらっしやったと思うわけですが、それもできなかったのか、その辺はどうなんですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

撤退するまでの間、理事会が開催されておりますが、そのときに、これも私、理事では当然ございませんので、報告を受けた中で、大丈夫なのかというふうに問うたところ、何とか大丈夫ですという回答があったとお聴きしております。

○委員（新橋 実君）

あそこは霧島市が造った建物の中に入って、ほとんど霧島市の品物を使って、外注の食品を扱って、仕入れたものを、それに売り掛けをつけて売るわけですよ。そこで、これだけの赤字が出るというのは、本当に信じられないのですけれど、今言われるように、管理費というのは非常に大きいわけですよ。なぜ、そこまで掛ける必要があったのか。こういったことを、大山さんに一任していたこと自体が本当に無謀だと思うんですけれども、その辺の責任は、大山さんがどこまで感じていらっしゃるのですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

先ほどの説明の中でも、私、少し申し上げましたが、やはり経営手腕がなかったと簡単に済ませるわけにもいかないとは思いますが、その辺について、きちっとした精査ができていなかったというのは代表理事も認めているところです。あと、我々としましては理事ではございませんが、私も観光課に赴任したのが昨年の4月です。西郷どん村を訪れて、一抹の不安は感じておりました。内容としましては、レストランのバイキングで金額に見合うものかどうかを考えたところ、ちょっとこれは金額に見合わないのかなということもありました。あとは、特産品販売所を訪れましたところ、地元の野菜がない。西郷どん村物産館については、隼人の物産館等がありませんので、隼人の農家の皆さんが出していただける場と、私は個人的には勝手ながら思っていましたので、もうちょっと地元の野菜を入れていただきたくという申し出もしました。その一環で、JAに掛け合いまして、隼人の直売部会の方々を紹介して、大山さんではないですけど、当時の店長代理に農家の方々を紹介しまして、もうちょっと野菜を入れてくださいという話をした経緯もございます。我々は、その経営に関してはなかなか口は出せないとは思いますが、いろいろな面で側面からレストランについても、後々聴いてみれば、原価率が高いとか廃棄率が高いとか、そういう弊害もありましたので、その辺をできれば早急に改善していただきたいという申出を、私が赴任した当時には大山代表理事と協議をした経緯がございます。

○委員（新橋 実君）

本来であれば、今日は副市長が来て答弁すべきだと思うんですけれども、今日、副市長が来られない理由はなんですか。

○委員長（木野田誠君）

副市長は待機していらっしゃるようですが、必要であれば呼びますけれど。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時26分」

「再開 午後 2時43分」

○委員長（木野田誠君）

それでは休憩前に続きまして会議を開きます。ただいま山口副市長より、この件につきまして経緯を説明したいとの申出がありました。これを許可します。

○副市長（山口 剛君）

この件につきまして、いろいろ議員の皆様方からいろいろな疑問が寄せられましたので、それに関して少し私の方で整理しましたので、発言の機会を頂きましてお話をしたいと思いますけれども、まず、霧島商社創設の経緯になります。国は地域商社の設立と普及を推進するため、地域商社協議会を設立し地域商社に関する支援を行うとともに、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部が2016年

に公表したまち・ひと・しごと創生基本方針2016では地域商社の設立支援が重要な施策として挙げられ、霧島市は平成30年度から令和2年度にかけて地方創生交付金霧島ガストロノミーと地域商社で興す食のムーブメント事業の採択を受けております。このような流れのもと、霧島商社は消費者と生産者をつなぐ役割を担う地域商社として霧島市の積極的な関わりのもと、商工会議所、商工会、J A、観光協会などの経済団体の後押しを受けて設立されました。霧島商社の概要を申し上げます。霧島商社の設立は市内多くの関係者を巻き込み、農産物などの地域の資源をブランド化し生産、加工から販売までの一貫してプロデュースし、地域内外に販売する組織として設立されました。霧島商社は単に一企業ではなく、霧島市全体の代表者として今まで販路に恵まれなかった商品やマーケットのニーズを捉えた眠る商品を発掘したり新たな商材を発信することとしております。生産者は作ることに専念でき、収入も上がり、地域経済に好循環生む仕組みとして誕生したものでございます。これまでの成果として、ガストロノミーとの協働、ゲンセン霧島の認定、例えば霧島つつみなど商品開発、こういったものにも関与しております。この商社の目的を達成するため、実現するための手段として、例えば販路開拓を行い、東京、香港などでのプロモーション活動を行ったり、また、西郷どん村での地元食材を利用したレストランや物産館の経営を行っております。先日の議案質疑でありましたけれども、霧島商社の理事を断るべきではなかったのか、また、西郷どん村運営参入への意思決定を反対すべきでなかったのかという御質問がありましたけれども、商社設立の経緯を考えると、理事を断る、あるいは西郷どん村運営参入を反対する選択肢は取ることはできなかったものと考えます。次に、理事としての責任はどうかでございます。一般社団法人は、理事会を設置していない場合と理事会を設置している場合があります。理事会を設置していない一般社団法人は、理事が業務執行権限を有します。理事が二人以上いる場合は、理事の過半数を持って業務執行を決定します。霧島商社は理事会を設置しているのでこれには当たりません。次に、霧島商社のように理事会を設置している場合は、業務の意思決定は理事会が、業務執行は代表理事がそれぞれ担当します。具体的には平成30年8月22日の臨時理事会で代表理事より、西郷どん村運営参入の提案があり参入に理事として賛成しました。一般社団法人の理事は悪意又は重大な過失によって第三者に損害を与えた場合、その第三者に対して損害を賠償する責任を負います。西郷どん村運営参入の提案に理事として賛成したことが悪意または重大な過失があったとは考えていません。返済支払した補助金は大山氏より返してもらえるのかという話がございます。霧島商社清算事業連絡会を通して返済支払された資金はあくまでも霧島商社の未払金の立替払い的性格を帯びたものと考えております。大山氏との間に念書を交わし大山氏の返済能力の可能な範囲で霧島商社清算事業連絡会に返済していただくことを想定しております。この場合、大山氏は誠実に履行していただくことを明記するものとしております。返済された資金については、協力金拠出団体で協議の上それぞれの団体に返納するものとしております。ただし、補助金という性格上、これは強制力がないので、あくまでも誠実に履行していただくこと、念書を取ろうということでございます。債権者全員に立替返済するのかということもでございます。全債権者を前提に返済することを予定しております。ただし、申請により返済することになるとは思いますが、全員が申請されるか分かりません。申請されなかった場合は、商社に対する未払金の請求権は存続するというふうに考えます。補助金を支出することの可否の検討でございます。補助金の支出には、公益性があるかが争点となります。市の弁護士の見解は、一般的に言って一般社団法人の損失を市が肩代わりすることに公益性を見出すことは難しいとの見解でした。これを受けて、公益性があるかどうかの議論を行いました。先ほど申しましたとおり、公社の設立等の経緯も加味して議論を行いました。そこで過去においてはこの商社が霧島市の私ですけれども副市長が理事になっている。また商工会、商工会議所それからJ A、観光協会、そういったところの方々も理事になっているという信頼のもと、霧島市が設立した西郷どん村というところで起こった案件でございますので、やはり社会的責任があるのではないかと。これを信用していろいろな商品を出してくださった方々への社会的責任があるのではないかと。それから現在、このコロナ禍の中で皆さん苦しんでおられる中で、中小それから農家の方々に対す

る社会的責任があるのではないかと。そして未来に向けては、一回信頼を損ねたこの西郷どん村でございませけれども、これをやはりもう一回再生させて信頼を取り戻そうと、そうすることによって、実は今年まち、ひと、しごと創生基本方針の2020というのを内閣府が出しておりますけれども、この中に、コロナに強い社会環境整備、新たな暮らしのスタイルの確立、消費、投資の促進、この手段として地域商社の役割はますます大きくなるというふうに書かれております。今回の霧島商社は今、解散の方向に向かっておりますけれども、将来に向かって、やはりこの霧島市には商社が必要であると考えております。何らかの商社を必要とすると考えております。その中で、商社再構築のときの拠点となるのが、この西郷どん村であろうか思います。この信頼を失った西郷どん村をもう一回再生させるためには信頼をどう取り戻すかということで、私どもはここに公益性があるというふうに判断いたしました。

○委員長（木野田誠君）

説明が終わりました。御質問ありますか。

○委員（新橋 実君）

副市長も見えましたのでお伺いします。最初、市長が記者会見でこれは立て替えだと言われたというようなことを聴いたわけですから。これは、今もちょっと話がありましたけれどもそういう理解でいいのですか。

○副市長（山口 剛君）

法的な拘束力はないと思いますけれども、補助金として出しますので、それはないのですけれども、信義則の原則に基づいて返していただくことを前提に立替払いというふうに捉えております。

○委員（新橋 実君）

だけど、この会社が清算となった場合、そういう義務はどうなるのですか。

○副市長（山口 剛君）

こちらのほうについては、現代表理事が個人的に引き継ぐものというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

それはほかの方にもお伺いしますが、副市長は聴いていないと思いますけれども、先ほど管理費というのが非常に大きな金額を占めてるわけですから。この内訳をちょっと教えてもらえませんか。金額だけはここに書いてあるわけですが、中身を詳しく教えてもらえませんか。

○観光PR課PR推進グループ主査（今吉直樹君）

その他の管理費で一番多い順に御説明しますと、外注委託費が914万8,969円、二つ目に多いのが消耗品費です。金額が390万5,115円。次に多いのが旅費交通費、金額が272万4,790円です。その次が支払手数料という費目で186万6,967円。次が賃借料175万5,820円、それから次が地代家賃、155万7,300円、光熱水費109万1,178円、次が広告宣伝費79万2,905円、販売促進費49万8,963円、保険料25万4,940円。

○委員（新橋 実君）

副市長は、その他管理の金額を聞かれたと思いますが、このことは御存じでしたか。

○副市長（山口 剛君）

昨年の4月に経営が上手くいっていないのではないだろうかということを聞いたときに、代表理事のほうに今の状況を見せてくれと何回か申し出たのですが、当時、大丈夫ですというのできております。先ほど申し上げましたとおりに経営権がないものですから、どうしても見せてくれと言っても、なかなか見せていただけなくて、最終的に破綻というか西郷どん村から撤退するという意思決定をするときに、まだそれでも税理士に頼んでいる決算が出てこないということで、やっと見せてもらったのが最近のことだったと記憶しております。

○委員（新橋 実君）

副市長が分かったのはいつですか。

○副市長（山口 剛君）

別紙1がございますか。少し説明を加えますと、1月23日に日当山西郷どん村物産館グランドオープンがございました。4月頃、来場者が少ないと聴いているけれど大丈夫だろうかということで、代表理事にいろいろお話を聞いたのですけれども、この時は大丈夫ですというお答えでした。5月、6月になった頃、給与未払いがあるという話があったものですから、どうなっているのですかということで、今の状況を見せてもらいたいというけれども、はっきりいって本人もどうなっているのか分からないという状況でした。それであれば、とにかく西郷どん村から撤退をまずしないと、どんどん赤字が増えていくということで、7月に理事会を開いて西郷どん村の撤退の意思決定をしております。それから何回か決算を出せということでしたが、本人が入院したり、なかなか本人と会う機会もなくて、最終的に2020年の関係者会議が4月30日ありますけれども、この前の2月、この辺りによりやく全容が見えてきたというのが実際のところでございます。

○委員（新橋 実君）

結局、霧島商社に任せて代表理事が決裁権を全て持っていて、代表理事がなんでもかんでもやる限りやって、それで理事がいても何もできないと。そういうことで、今度、代表理事が新しく代わられたというけれども、その人がそういう形でやってしまえば、それに対して何も言えないのではないですか。そこには商工会、商工会議所も入っているのですか。どうですか。

○副市長（山口 剛君）

今、代表理事は大山氏のままでございます。代わっておりません。大山氏を中心にしたこの霧島商社は商社を無くす方向で進んでいるところでございます。先ほど商社は必要だと話しをしましたが、仮に商社をするとしたら、別な方が商社をするということで、今の霧島商社自体は、一部、例えば商工会議所とかの方が定年になって、今年の3月に辞められたので、理事の方が交代しておりますが、代表理事はそのまま大山氏がやっていて、これについては解散に向けてやっているところで、代表理事は代わっておりません。

○委員（新橋 実君）

結局、誰がなっても代表理事が一人いれば、その人が一人でやってしまうというような形ですよ、今の状態だと。例え、他の理事がいらっしゃっても何も言えないということであれば、同じようなことが繰り返されるのではないかと思います、その辺はどうですか。

○副市長（山口 剛君）

先ほど申し上げた、一般財団法人というのは理事会を持つ商社と理事が何人かいてその中で合議制でやっていくのと二通りあります。次に、仮に商社を開くとしたときに、どういった形の商社になるかは不明でございますので、今回の反省もございまして、今回はこの国の方針に沿って市も方針に乗ってきたのですが、経済界等も同じように、その商社に対してどのような意思をされるかは分かりませんので、今後の商社を開く方の考え次第でいろいろ変わってくるのではないかと考えております。代表理事の大山氏が引き継ぐということはないと考えております。

○委員（新橋 実君）

そうならわれないと困るわけです。やはり、それもですし、市があれだけの施設を建ててそこに入ってもらっているわけですから、そういうところには市も口出しをしてもらわないといけないと思うわけです。そこで何も体制ができていないから、このような形になってしまったわけですから、非常に私たちも副市長が理事で入っているから、それなりに対応できていたと思ったわけですが、全然それができていない。今年の4月になってからそういう形でやっと分かった。やはりそれは怠慢だと思いますよ。これが精算されれば、本人が自己破産をすればどうなるか。実際、お金も取れない状態になると思いますけれど、その辺もそうなのでしょう。

○観光PR課長（寶徳 太君）

大山代表理事とは逐次、進捗を報告しながら、我々とも打合せをしているところでございますが、本人としましては自己破産というのは考えていないと。これから地道に働きながらこの債務に向き合いたいと聞いております。

○委員（平原志保君）

大山さんですけれども、今回、債権回収のために財産調査は弁護士を通して大山さんに対してはされているのですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

財産というのは、私も少し聴きましたけれど借家と田んぼが少々ということで聴いております。

○委員（平原志保君）

いろいろ伺っていると、JA含め理事になってるところには、執行権というか経営責任はないとおっしゃっていますよね。そうすると大山さんが全部背負うことになると思うのですが、この借金を今回税金で出してくださいというこの話をしているのに、大山さんの財産の調べはインタビューだけで終わっているというのはちょっとおかしいのではないですか。やはり、弁護士等を通してきちんと、財産なんて借家に住んでいようが大金持ちもいますし隠している人もいますし、性善説を信じれば無いと信じたいですけれども、正直に言っているかといえばそれもクエスチョンだったりするわけですよね。そこら辺の調査もしっかりして、これしか持っていない。でも自己破産する気もないということですから、バランスの悪さをすごく感じるのですけれども、その辺の調査もしなきゃいけないという話が出なかったのでしょうか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

債務につきましては、JAの初期融資分が個人的債務として残ると先ほど説明いたしました。基本的には商社の債務になりますので、大山さん個人についての調査というのはインタビュー程度で済ましている状況ということだけ申し上げておきます。

○委員（平原志保君）

今回、肩代わりしてくれという金額が商社のものであるけれども、結局、経営責任者というのは大山さん個人なわけですよね。そうしましたら、そこら辺の数字を全部洗い出して、これしかないからこのお金をお願いしますというのが筋だと思うのですけれども、そこら辺があやふやで分からなくて、この金額を出してきて払ってくれというの違うのかなというふうになんか聞いていて感じました。

○委員（山田龍治君）

副市長にお尋ねします。今回の民間企業に対して市が出す補助金、この行為、今後、市民の方が市のこの補助金に対して使い方がおかしいのではないかと法的に訴えられた場合、勝てるかどうかその根拠があるのかそこを示してください。

○副市長（山口 剛君）

補助金は公益性があるかどうかということだと先ほど申し上げました。そこが争点になってこようかと思えます。公益性がないと判断されれば、市に損害を与えたということになるかと思えます。私どもは公益性があると。やはり、市が設置した西郷どん村を将来に向かって、その目的に沿って利用していくためには、1回失った信頼を回復することが公益性があるというふうに考えております。加えて社会的責任というのでも先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

当然、市の弁護士さんとも協議をされて、この結論に至ったと思うのですけれども、やはり法的根拠がないと、後から今後こういうことが起こった、総括でもありましたけれども異例なことで前例にないことですから、法的根拠があって裁判で勝てるという議論があれば問題ないと私は一個人として思っているのですけれども、例えば今度の無垢食堂さんが同じような状態にあったとき、市はどのような立場をとるのか。そして、その責任が市にあるようになるのか、そこをお示してください。

○副市長（山口 剛君）

無垢食堂は、全くの一企業があそこの経営をしたいということで申し出たものでございますので、これに関しては、仮に同じようなことになっても市としても責任は全くないと考えます。

○委員（山田龍治君）

考え方として、今回コロナウイルスの減収に関していろいろなところが経営が大変だということで市が補助金をやっている。それと考え方は同じというような認識でいいのかお示しをください。

○観光PR課長（寶徳 太君）

今回の場合は、コロナ禍でのいわゆる家賃補償とかいろいろございますけれども、それとは違うものと考えております。

○委員（宮内 博 君）

先ほど副市長から説明がありました。今回、市が計画をしております837万6,000円の件については補助金であるが故に、これを最終的に責任を負う代表理事に返済の要請をするとしても強制力はないということですよ。しかし、山田委員からもありましたように、税金を使って今回の対応をしていくということでもありますから、副市長がおっしゃったように信義則に沿ってきちんと対応していただくということを信頼してるということでは足りないのではないかと思います。ですから当然、この債権者113名の未払い金、そして買掛金25件、こういう方たちが被害を受けているというのは事実でありますので、そこをしっかりと対応していくということは、誰かが責任を持たないといけないということは誰も指摘をできないことではないかと思うのだけれども、それを市が全面的にやっていいのかというそのところだろうと思うのです。商工会議所、JA、商工会等も一定のそれなりのお金を出すということになってはいるのですけれども、代表理事に対しては、そこら辺のところは明確になっていないのではないのかなと思いますが、そのところは信義則だけでいいのかどうかということが問われると思いますけれども、その件について副市長はどのような見解をお持ちなのか。

○副市長（山口 剛君）

今回のこの予算を出す中で私どもがその部分を大変心配したところでありまして。しかしながら、間もなく商社自体が解散に向かっていくときに、残された方々はどこにも相手がなくなってしまうという状況になります。その前に私どもはどうにかしたいという気持ちでありました。大山さんもいろいろ話していく中で、うにかしたいという気持ちをかなり持っておられますので、800万円という普通にコツコツ仕事をしていけば、返せない額ではないということで、やはりここは大山さんの気持ちを信頼して信義則で、そして念書も取るということでございますので、先ほどから申しているとおりに法的に拘束するものではないですけれども、信義則の原則というのを信じて、私どもは今回こういう提案をしたところでございます。

○委員（宮内 博 君）

そこだけでいいのかどうかというところは、もう少し踏み込んできちんと対応をすることが必要ではないのかという点を指摘しておきたいと思っております。ただ、歴史的な経過から見ますと、西郷どん村というのはNHK大河ドラマの放映に合わせて、にわかじたてで整備が進められたという背景が前市長のときにあったわけです。ですから、それを受けてどのような施設にしていくのかということの議論等も極めて不十分だったのではないかと。そして出発の段階でも、そのところがやはり十分な詰めがなされなくて、結局理事として入っている副市長等も中身に立ち入ることができないそういう仕組みを作っていたということであるのではないかと思うのです。そこからどういうふうに今後の施策に教訓を引き出していくのかということが、非常に今回問われてくると思うのですけれど、当然それは市民への説明責任ということでも必要になってくるかと思いますが、その件ついてはどうですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

私も昨年の撤退から新しい事業者が決まるまでは、こういう言い方はよろしくはありませんが、取り急ぎ新しい事業者を入れないと、施設を遊ばせているわけにはいかないということで、無垢さんに決まったわけですが、今後につきましては、無垢さんと今も定例会を継続していて、本市の重要な観光拠点である西郷どん村、ひいては日当山の活性化も含めて協議をしているところですので、この施設を無駄にすることなく、対外的に自慢できる施設にしていこうと頑張っているところでござ

ございますので、その辺はもう少し経過を見ていただければと思っております。

○副市長（山口 剛君）

ある意味、今回のことは余り前例がないこととございます。今回あくまでも、先ほど申しました現在、過去、未来に対して市の社会的責任、そしてまた公益性を思った中でのこととございます。これは一つの教訓として、二度とこのようなことがないように執行部として、反省に立ちながら今後の行政を行っていきたいというふうに考えます。

○委員（宮内 博君）

別紙3の資料の所で、短期借入れのきりしまミクスの関係でありますけれど、ここは従業員の未払分が含まれているということでの報告がなされたところであります。この従業員の方たちの未払分というのは、今回の措置を持って全て解消されることになるのかどうか、そこのところを説明してもらえませんか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

きりしまミクスからの短期借入れで、全ての給料の未払いは解消していると聞いています。

○委員（宮内 博君）

きりしまミクスとしては債権を放棄するということでありますので、実際それがそのまま、どなたも代表理事等がこれを負うということになる可能性は低いということ理解してよいですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

このきりしまミクスについては代表理事の息子さんがされております。ですから、その親子関係ということもございまして債権放棄ということになっております。

○委員（池田綱雄君）

この補助金の837万6,000円、これは納入業者、生産者の経済的負担を解消するとあるんですが、だれがこのチェックをしたのか。この837万円をどこが決めたのか、まずそこを確認します。

○観光PR課PR推進グループ長（蔵元賢一君）

先ほどの答弁でもありましたように、観光PR課の職員において精査させていただいたところとです。件数を申し上げます。令和2年4月6日におきまして、債権者なる方々が163件ぐらい最初いらっしゃったんですけども、対象のある方、ない方全てにおいて御案内させていただいております。回答を得まして今回の数字を精査したところということになります。

○委員（池田綱雄君）

疑いたくありませんけれども、例えばですよ、もう1回お金をもらっている人もいるかもしれませんよね。そこ辺のちゃんとした請求書、領収書がピシャッとあって、それを誰かがチェックをして、最終的にこの837万円が出たと。それならばいいですけど、その辺はチェック機能ができていないように、今までずっと聴いていてそんな感じがするんです。もう一回答弁をお願いします。

○観光PR課PR推進グループ長（蔵元賢一君）

補足ですが、最初、未払いの御案内を差し上げるに当たって、商社の会計士でもあります若松会計士さんとも精査をさせていただきまして、未払い業者の方、生産者の方にどれくらいあるかということで調査をしてしております。

○委員（池田綱雄君）

はっきりと納品書、領収書というのを突き止めて、そして、最終的にこれとこれとこれから未払金だよと。そういうチェックを市ができたのかどうか、そこを聴いております。

○観光PR課長（寶徳 太君）

商社幹事であります若松会計事務所ときちっと打合せはしています。ただ、これについての信憑性があるのかどうかということにつきましては、私どもとしましては、商社の会計をきちっとやっていたら若松さんであれば、その辺についての確証はあるものと考えているところです。

○委員（池田綱雄君）

市は税理士に任せきりというように聴こえたのですが、市としてはそういう書類は見せても

らっていますか。

○観光PR課PR推進グループ長（蔵元賢一君）

市としては直接は見えていないところです。会計士さんの信頼の元でリストをチェックさせていただきました。

○委員（池田綱雄君）

見てもいないのに。補助金ですよ。貸付金ならいいけれど、くれるんですよ。補助金を837万円も。市はぜんぜん見ていないと、税理士が言ったまま計上するというのは、ちょっと私はどうか。部長どうですか。これでいいんですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

今回の補助金の予算要求をした額は837万6,000円でございますが、先ほども副市長が答弁いたしましたとおり、最終的に支払う場合には、きちっとその辺を精査した上で、相手さんから請求をいただいて、その辺の書類の信憑性とかもきちっと精査しながら支払うこととしたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

増えるかもしれない、減るかもしれない、その辺のチェックをですね、支払いのときにもう一回ちゃんと市でするべきだと私は要望しておきます。それと先ほど、その他の管理費ですか、この中で最後に、保険料25万4,940円、これは高額だと思うんですが、どのような保険の内容なのかお尋ねいたします。

○観光PR課PR推進グループ主査（今吉直樹君）

本資料は、損益計算書を整理させていただいたもので、この内訳については、我々のほう把握しておりません。

○委員（池田綱雄君）

この中には837万円、これを負担するような内容はないですか、

○観光PR課長（寶徳 太君）

そのようなことのないよう、きちっと精査してまいりたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

歯切れの悪い答弁が続いているというのが素直なところの感想なのですが、補助金が立替金になったりとか、社会的責任とかいう言葉が一人歩きしてるような気がして、非常に残念でありますけれども。ただ、この対応を1年前にしていただければなという思いで私自信は思っております。この間、担当課長が努力されてここまでこぎ着けられたことだろうと思っておりますので、それには感謝申し上げたいと思っております。すっきりしないのはなぜかという、一言で言えば行政にも責任がありましたと言えないばかりに、話が歯切れが悪くなっているわけですよ。今の議論を聴いておりましたが、大山氏の経営責任だけ言及されているような気がして、なんか残念でありましたけれども、この商社を立ち上げる前からきりしまミクスというところは役所の事業の下請け的に動いていただいて、使い勝手が良い会社、団体ということで、非常に行政のほうにも貢献していただいた事業者だと私は思っております。その中で地域商社を作らなければいけないという、作ろうということで声を掛けたのは私は大山さんではないと思いますよ。行政が大山さんに地域商社を作ろうと働き掛けられたと思っています。それから西郷どん村に入って、地域ブランドの育成とか、ガストロノミーですか、こういう事業も、ここを拠点にしてやってくれんかと言ったのも私は行政だと思っています。これを大山さんが選択しない余地は何もなかったはず。当然、行政と共に歩んでいくというふうを考えておられたはずであります。言えば、霧島商社というのは、官民連携の共生事業なんですよ。そこを一人が悪かっただけと切り捨てようとするから、非常に遺憾に思うところでもありますけれども、私はそういうところを踏まえていけば当然のことながら、救済ということは考えていかなければいけないと私は思います。西郷どん村の設計にしても、予算常任委員会で議論したときにも、これで人が呼べるのかという議論も散々致しました。でも、発車オーライでした。

それから事業計画はどうなっているのかといえば、このぐらいの人数を目標にしてやっていますからと。これは霧島商社がおっしゃったのではないですよ。行政の方がおっしゃったんですよ。それを経営がうまくいかなかった責任を大山氏一人に押しつけるのはいかがなものかと。ただ、私、理事になっているから副市長に責任があるとか、そういうことは全く考えておりません。行政の責任がどうかということを確認にされないから口籠っているのではないかと考えています。ですから、社会的責任で補助金を出される。この事業を誘いかけた道義的責任があるとお思いであるのであれば、私は賃借料の二百数十万円を役所が御破算にしてあげても私はいくら金の金額だと私自身は考えております。私がこう思っていることは間違っているのかどうか、見解をお尋ねいたします。

○副市長（山口 剛君）

先ほど、商社を立ち上げるに際し、霧島市の積極的な関わりの下、商工会議所、商工会、JA、観光協会など経済団体も後押しがあって立ち上げたというのを申し上げました。私は先ほど来の説明の中で申し上げたのは法律上の話をしております。心情的にはおっしゃるとおりだと思っております。ただ、ここはやはり法律論の場であるので、法律上の話をしているところでございます。社会的責任というのもある意味、道義的責任を含む社会的責任であると私自身は思っております。

○委員（仮屋国治君）

言いづらいことも言い難いこともいろいろあるかと思うのですが、これで清算といいますか清算となったのがどうも腑に落ちないのですけれども、この商社を生かしていこうという思いはならなかったのかどうか。御本人さんが辞退されたのか。それともこちらから断念を通告をされたのかどうなっていますか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

そこについての回答もちょっと歯切れが悪いのは重々承知の上で申し上げます。大山さんとの協議の中で、やはりこのまま続けられないよねという協議をずっとしてまいりました。その一環で私が4月に観光PR課長となった際には、大山さんと協議の後にまた個人的にもお話をした上で、断腸の思いで大山さんに特産品協会も退いてくれという話をした経緯もございます。私としましては、どちらが言い出したのかというのはちょっと私も記憶がございませんが、双方協議をする中で、もう商社も立ち行かなくなり、かといって特産品協会をこのまま大山さんに続けてもらうわけにもいかないとその辺を総合的に判断しまして、身を引いてくれと言ったことは確かです。ですから、そこはどちらが先なのかと言えば、私どものほうから身を引いていただきたいと言った協議があったということは否めない事実でございます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの質疑で、日当山無垢食堂は今回の霧島商社とは違うということは明言されました。そこそがやはり行政がそう思っている証拠だろうと私は思うんです。違いますが。ですからそのところはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

○委員（池田 守君）

この生産者とか納入業者の方々、先ほどから説明があるとおり、この霧島商社の設立のときに霧島市ほか4団体が関連してつくったから安心して納めてこれたと思うんです。今、こういう状態になって、この生産者の方々あるいは納入業者の方々には現在はどういう状況ですか。新しい無垢食堂に対して。

○観光PR課長（寶徳 太君）

行政の信頼のもとに納入いただいたというふうに答弁いたしておりますが、正直なところはっきりと把握はしておりません。しかしながら、無垢食堂さんになっても入れていただいている方はいらっしゃる。何社か私もその辺は把握しております。ただし、もう西郷どん村には入れることはないなあという業者さんが多いのも確かでございます。そういった面で、副市長がさっき申し上げた、未来において再び西郷どん村に納入いただけるような信頼を回復することが重要になるのかなというふうに感じております。

○委員（池田 守君）

今後を考えた場合、そこが大事なのです。無垢食堂さんは一生懸命、半年以上1年近く今まで営業してこられて、それなりの信頼は得てきてはいらっしゃると思うのです。ですけれども、こういうことがあったから、もう西郷どん村には入れたくない、さっき言われたそういうことがあると、この後の方に対しても非常に迷惑を掛けているような状態だと思うのです。意見になりますけれども、この際全部清算して、新しい方は新しくまた出発してくださいと、自分の力でですけども、そういうのもっとアピールされたらどうですか。

○観光PR課長（寶徳 太君）

隼人には物産館的なものはございません。そういったこともありまして、隼人の農家さんたちは売場が限られているわけです。そういったこともありまして商社の運営時には農家さんに声を掛けて、そこまで多くはなかったですけど入れていただいた経緯があって、商社が立ち行かなくなって不信感が募っているという状況ではございますが、やはり無垢食堂さんはレストランについては非常にこだわりがありますので、そこについて私どもがどうこうとはなかなか言いにくいです。しかしながら、その特産品販売所については、やはり隼人の地場産品を入れていただきたいということで、無垢食堂さんに対しても、JAを通じて農家さんを紹介したりとか、そういうことは私どももやってまいりました。少しずつではございますが地元の野菜が並ぶようになって、さらに無垢食堂さんの自助努力もありまして、幸いなことに特産品販売所については売上げがこのコロナ禍においても伸びています。無垢さんとしては、相当な経営努力をされて伸ばしていらっしゃるというふうに感じておりますので、今後もそこにつきましてはお互い連携しながら、少しでも売上げが伸びるように、ひいては日当山の活性化ができるように連携を取っていきたいと考えております。

○委員（平原志保君）

今、前回の霧島商社の件があるから、今、無垢さんのほうに入れていないというような御意見もありましたが、今回、私もいろいろと業者さんとかに話を聴いて、その中で入れていない方の御意見も聴いたのですけれども、霧島商社のことがあったから入れないというわけではないという話はされていまして。無垢食堂の手数料の件とか諸々がありまして、ちょっと今回御遠慮させていただいてますという話でしたので、そこはごっちゃにしないほうがいいのかというふうに感じております。また、今回、未払金があることに対して、この税金を投入されて返されるという点についてはどう思いますかということもちょっとお聴きしました。私も本当に数少ないですけども、皆さん返してもらえるのは大変嬉しいし、返してくれるというなら欲しいと。もちろんそうですね。ただ、それが負担金補助及び交付金という形で、違うところからお金が戻ってくるというのはちょっと違うのではないかと、それも税金を使って入ってくるというのはどうなのでしょうねと、皆様、商売人ですからやはりそこはちょっと疑問を持たれていたのはお伝えしておこうかと思います。商売をされている方ならば、ある程度の儲けがあれば負債が出るときもありますよね。マイナスが出るときもあります。その辺は皆さん割り切っていらっしゃるのかなと思いますけれども、そのような話があったということをつけ加えておきたいと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

今日まで本当に胃が痛くなる思いで業務に当たってこられたと思いますが、私もこの議案を頂いたときから再三詳しい資料をくださいと言ってきましたが、なかなか頂けずにやっと今日頂いたのですけれども、私もこれを分析する力量、一目で見てぱっと分かるような力量がありませんので、前もってやはり資料を渡していただきかけたなというふうに思います。その上で、先ほど税金を使ってこの負債を賄うということに公益性があるというようなことをおっしゃいましたが、客観的に公益上、誰が見ても納得できるような税の使い方だと市民が思うかどうかですよね。本当に苦しい生活の中で、本当に強制的に税金を取られているわけです。その責任を市民に押しつけられているというふうに思うのではないかと私は思います。先ほど、副市長が理事には責任はないというふうにおっしゃいましたが、何らかの形で責任は取らないといけないなというお考えはないのでしょうか。

うか、お聴きします。

○副市長（山口 剛君）

先ほど申しました道義的責任はあると思います。私なりには、12月10日に副市長になって、15日にこの理事になったわけです。次の理事会で西郷どん村に入りたいという意思決定の場に参加しました。結果的にこういうときになったときの理事ですので、道義的には非常に責任を感じておりますけれども、私がどう責任を取っていいかは分かりません。心情的にはすごく責任を感じています。

○観光PR課長（寶徳 太君）

資料につきましては、私どもも資料不足だったというのはこの場を借りましてお詫びいたします。実際、その損益計算書は去年の部分、第2期の部分までは若松税理士から頂いておりましたが、そこをですね、申出のあった資料になるかどうかは分かりませんでしたけれど、一生懸命ちょっと精査をさせていただいて提出したことだけ御理解いただきたいと思います。

○委員外議員（植山利博君）

一点だけ確認をさせてください。この資料、別紙3の中で債権のところでは未払金が460万5,942円、買掛金が376万9,786円となっています。これを合計すると837万5,728円となるわけです。それで市の補助金が837万6,000円、それから参加団体から80万円ということになりますと約80万円程度はオーバーしていた。これは先ほど今後支払いする段階でその未払金、買掛金を精査するということがありましたので、金額が動く可能性がある中で、この範囲で納まればこの負担金は協力金はそのまもらって、市の負担の部分で減額する可能性があるという理解でよろしいのですよね。

○観光PR課長（寶徳 太君）

これ以上増えることはございません。減るほうです。

○委員長（木野田誠君）

この件についてほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

その他の部分でお願いします。

○委員（山田龍治君）

口述にもあるとおり、国分キャンプ海水浴場の管理棟と倉庫の建て替え工事を行うということで、2,200万円ものお金を掛けている中で、詳細な説明やこれに関してどういったものができるのかという資料ができればあると審査がしやすいのかなと思いますけれども、その資料を配布することはできるのでしょうか。金額として2,200万円というのは非常に大きい額であり、2行の文章で済む問題ではないと思いますので、しっかりと資料を添付し、どのような形になるのかしっかり示していただきたいと思います。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

大変申しわけございません。予算要求資料に添付していましたが平面図等については、今回配布してあるものと思っておりました。お手元に届いていないということであれば、後ほど御準備させていただきます。

○委員長（木野田誠君）

それでは今の資料はすぐに準備していただけますか。では、次の質問に行きます。

○委員（宮内 博君）

今回の予算の大きな一つにコロナ感染症の影響を受けた指定管理者の損失を補てんをするというのが幾つか盛り込まれています。丸岡会館の運営事業でありますとか、他の課にも多数あります。それぞれ指定管理施設の減少率がどれ程なのかということは、本日の委員会の中でこれまでの審査において御紹介いただいておりますので、そちらについてお答えいただけませんか。それぞれ施設名と減少率に基づいて金額が算定されているというふうに理解しておりますので、そこをご紹介ください。

○商工観光施設管理課施設管理グループ長（松崎義美君）

減少率につきましては、今現在、数値として出ている4月から8月までの前年度対比でよろしいでしょうか。全体的に率は、金額しかはじいてなくてですね、例えば丸岡公園につきましては全体の減収の1年間の見込みを出したときに、1,838万7,508円と。これは見込みまで含めた年間分の減収額になります。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時52分」

「再開 午後 4時08分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

大変申し訳ございませんでした。ただいまお手元に配らせていただきました。1枚目の図面が新築の平面図になります。今まで管理棟と倉庫と別々に建てて2棟あったのですが、今回は一つにまとめた形で面積としましては77㎡、そのうち事務所と救護室部分が30㎡、倉庫部分としまして47㎡、倉庫部分の47㎡は寝具であったり、汚れてはいけないものの部分と草刈り機であったりというようなものを区分するために倉庫部分は二区分としております。2枚目の図面につきましては、現在ある管理棟と倉庫を解体する必要があるものですから添付しております。

○商工観光施設課施設管理グループ長（松崎義美君）

先ほどの補填の関係の減収率を各施設申し上げます。丸岡公園につきましては40.8%の減です。霧島高原国民休養地につきましては48.6%の減です。乗馬施設につきましては21.7%の減です。塩浸温泉龍馬公園につきましては56.2%の減です。最後に、浜之市ふれあいセンターにつきましては25.1%の減となっております。

○委員（新橋 実君）

国分キャンプ海水浴場のほうですが、以前は鉄骨でプレハブということだったわけですが、今回、新設をされるということで、構造はどういった構造になりますか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

今回、新たに建て替えようとしているのは、鉄骨造で設計を行っております。

○委員（新橋 実君）

今年は県内のどこの海水浴場も閉めたわけですが、下井の海水浴場だけは開けたということだったわけですか。今回の海水浴場の利用者はどのぐらいいらっしたんですか。

○商工観光施設課施設管理グループ長（松崎義美君）

7月、8月の利用者数で申し上げます。7月の入込み客数が5,786人、8月が1万8,438人となっております。

○委員（新橋 実君）

そんなにいらっしたんですね。私が行ったときはほとんど見なかったものですから、それだけの人数がいらっしたというのはびっくりします。鉄骨造ですが、あそこは非常に海岸にももちろん近いわけですが、鉄骨造というのは腐れがあったりすると思いますけれども、鉄骨造というのはドブ付けにされるのかどうですか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

今回、計画しておりますのは、鉄骨のプレハブ造ではあるのですが、外壁のほうをサイディングで仕上げまして、鋼板のほうを塩害を考えましてフッ素樹脂塗装を施す計画でおります。

○委員（新橋 実君）

屋根はどうですか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

屋根のほうにつきましても、鋼板の折板屋根ですが、フッ素樹脂の塗装を施す予定でおり

ます。

○委員（新橋 実君）

この耐用年数はどのぐらい考えていますか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

耐用年数につきましては、鉄骨のほうは把握しておりませんが、木造の場合ですと大体35年、鉄筋コンクリートの場合で70年という形になっておりますので、木造よりかは持つものと思っております。

○委員（新橋 実君）

耐用年数は鉄骨造も出ていると思うのですが、そこはしっかり把握されて、特に海岸に近い所と一般の所に建つやつとは、使うところによって違うと思うのですよね。その辺も把握をされて木造にするとかRCにするとか十分に配慮する必要があると思いますが、なぜ鉄骨にされたかですね。前のやつもプレハブですよね。これは、どれぐらい実際にもったのかですね。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

現在ある管理棟につきましては昭和63年建設と聞いております。

○委員（新橋 実君）

30年ということですよ。だからそれぐらいだと思いますよ。木造よりは、あそこは海岸で風も強いし、そういうこともありますので、それなりの補強もされるでしょうけれども、そういったことも考えてやっていただきたいということを申し上げておきます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で商工観光部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 4時16分」

「再開 午後 4時18分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）の建設部関係について御説明申し上げます。今回の補正予算は、新型コロナウイルスの影響による城山公園及び丸岡公園の収入減を補填するための指定管理料を始め、溝辺地区麓第一土地区画整理区域内の公園整備に係る工事請負費や梅雨前線豪雨等により被災した市道、公園施設、河川施設等の復旧に要する経費で、総額4億6,630万5,000円を計上しております。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

補正予算等説明資料12ページ、補正予算に関する説明書51から52ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、補正額2,560万5,000円のうち、建設施設管理課分は委託料740万円です。城山公園管理事業の委託料560万円及び丸岡公園管理事業の委託料180万円は、指定管理者との基本協定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等による指定管理者の損失を負担し、安定的な管理・運営の継続を図るものです。補正予算等説明資料20ページ、補正予算に関する説明書61から62ページ、(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、補正額4億4,070万円のうち、建設施設管理課分は現年補助道路施設災害復旧事業4億470万円及び公園施設災害復旧事業100万円であります。現年補助道路施設災害復旧事業は、6月末から7月末にかけての梅雨前線豪雨により被災した市道の公共災害12件に係る工事請負費4億300万円、公有財産購入費150万円、補償補填及び賠償金20万円を追加計上しております。公共災害の地区別内訳は、国分3件、牧園7件、隼人1件、福山1件であり、特定財源は、現年補助土木災害復旧費国庫負担金2億6,880

万1,000円と公共土木施設災害復旧事業債1億3,420万円を充当しています。次に、公園施設災害復旧事業は、7月初旬の梅雨前線豪雨により破損した丸岡公園の給水施設の修繕料100万円を追加計上しております。

○土木課長（西元 剛君）

補正予算等説明資料20ページ、補正予算に関する説明書61から62ページ、(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、補正額4億4,070万円のうち、土木課分は補助河川施設災害復旧事業3,500万円であり、梅雨前線豪雨により被災した河川施設(国分地区2件)の復旧に係る工事請負費を追加計上するものであります。特定財源は、現年補助土木災害復旧費2,334万5,000円と公共土木施設災害復旧事業債1,170万円を充当しております。

○都市計画課長（三島由起博君）

補正予算等説明資料13ページ、補正予算に関する説明書51から52ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、補正額2,560万5,000円のうち、都市計画課分1,820万5,000円は、溝辺地区麓第一土地区画整理事業区域内の4号公園の整備にかかる費用です。4号公園は、陵南小学校の北西側に位置する公園であり、すでに造成工事については終了し、これまで、近隣の方々に暫定的に利用していただいている状況であります。今回、施設整備を行うことで、住宅環境の整備が図られ、定住化の促進につながり、人口の増加が期待されるものです。事業費の内訳は、委託料15万円、工事請負費1,800万円、負担金補助及び交付金5万5,000円です。整備内容としましては、広場の芝張り及びフェンスの設置並びに駐車場の舗装などを行うものです。なお、特定財源は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会交付金868万8,000円を充当しています。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、道路施設災害復旧事業4億300万円は、市道春山線外11路線の工事請負費で、7月豪雨に伴う災害査定、国への申請が10月になることから、標準工期の確保が難しいため繰越しようとするものです。

○土木課長（西元 剛君）

(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費河川施設災害復旧事業3,000万円は、鎮守尾川の工事請負費で、7月豪雨に伴う災害査定(国への申請)が10月になることから、標準工期の確保が難しいため繰越しようとするものです。

○都市計画課長（三島由起博君）

(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園整備事業の1,820万5,000円は、溝辺地区麓第一土地区画整理事業区域内の4号公園の整備に掛かる費用であり、設計業務及び工事施工に日数を要するため、繰越を行うものです。以上で、建設部の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

資料を頂いていますので、できましたら今説明をお願いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

まず、建設施設管理課分でございますが、市道になります。12件ということで全て説明したいと思っております。牧内4号線、国分郡田でございます。ここは、道路が全て無くなっておりまして。通行止めです。復旧延長が50mでございます。野坂1号線、国分の川内地区になります。これは路肩崩壊で復旧延長が10mでございます。上川内～松ヶ野線、国分の郡田です。復旧延長が19mの路肩崩壊でございます。その下が春山線、隼人の松永地区でございます。復旧延長90m、通行止めをしております。この法面の上からの崩壊でございます。牧園～湧水線、牧園の高千穂になります。これも上からの法面の崩壊で復旧延長が21mでございます。これは片側通行で規制をしながら通しております。霧島温泉駅前線、牧園の宿窪田でございます。下原橋のたもとですが、路肩崩壊で延長が5m、現在も通行止めをしております。ひばりヶ丘～西後線、牧園の宿窪田でございます。これも路肩崩壊で復旧延長が16m、現在通行止めにしております。宇都口線、牧園の三体堂になります。これも路肩崩壊で、復旧延長が8mでございます。寺原～鬼ヶ瀬戸線、右下の上中津川でございます。

復旧延長が11m、現在、通行止めをしております。万膳～三体線、牧園の三体堂地区になります。路肩崩壊で復旧延長は5m、北内野々線、牧園の三体堂になります。これも路肩崩壊で復旧延長が8mです。辰伴2号線、福山の佳例川になります。奥のほうに電柱が落ち込んでいるのが見えると思いますが、路肩崩壊で復旧延長が9mでございます。

○土木課長（西元 剛君）

続きまして、土木課分でございます。河川災害が2件です。まず、1件目が準用河川の鎮守尾川です。国分下井地内にあります。場所が国道10号からナンニチを左に曲がった所の河川になります。7月3日の雨によりまして河床低下によりまして、ブロック積みが背面が吸出しをし、左岸ブロック積みが崩壊したものでございます。被災延長が28m、復旧工法としましてはブロック積みで214㎡を申請しております。続きまして準用河川の永谷川でございます。国分の川内地区内にありますけれども、野坂集落から仁田原へ抜ける所の準用河川でございます。これも7月3日の雨によりまして、天然河岸が崩壊したものでございます。被災延長が13m、復旧工法としましては、ブロック積みの55㎡を申請しているところです。

○都市計画課長（三島由起博君）

都市計画課の4号公園についての説明いたします。麓第一土地区画整理事業区域内の中央部に位置します4号公園について、今回、整備を計画しております。面積が全体で約2,200㎡になります。公園の整備概要につきましては、張り芝工が1,850㎡を計画しております。側溝等を50m程度計画しているところです。駐車場につきましては5台程度の駐車場を計画しているところです。周囲の安全施設工としまして、フェンスを180m予定しているところです。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

コロナの影響を受けて指定管理者に損失補てんをするわけですが、城山公園、丸岡公園と示されておりますけれど、他のところでも報告していただいておりますので、減収率をお示しいただければと思います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

城山公園につきましては15.59%、丸岡公園が33.05%になります。

○委員（池田綱雄君）

今回、コロナで料金がうんと減ったと。城山が15.59%、丸岡が33.05%減収しているのですが、何パーセント以上になったらこの負担をするのか。逆に人数が増えて料金がオーバーしたときには、指定管理料を返してもらおうのか、その2点をお伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

最終的に3月に清算をするのですが、その時点での収入料金との差額で清算しますので、今、何パーセントになったからという考えではなくて、損失補てんについては、全体的な通しの清算で行います。上回ったときは、上回った金額も加算して、その差し引きになりますので、最終的には3月の清算になると考えています。

○委員（池田綱雄君）

今回、どこの課でもそういう減少したものが出ているのですよね。最高が1,540万円ですか。最低で10万円。10万円ぐらいはその契約の中で、その指定管理者が負担をすると、そういう小額の場合はあるのではないですか。指定管理者で持つと。全てそういう減になったときは市が負担するのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

指定管理の協定の中では、修繕に関しては10万円以内は指定管理者のほうで負担するというところで、利用料金につきましては、その10万円という考えはございません。現在でも公園に関しても城山公園が6月までで250万円以上損失が出ています。丸岡公園も170万円ぐらい今出ていますから、

それがプラスに転じるということはないと考えています。

○委員（池田綱雄君）

そういうことはないと思いますが、例えば、お客様が減ったからこれだけ減ですと。これを認めもらえるなら、指定管理者の皆様が企業努力というのをしないようになるのではないですか。そこはどうお考えですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この利用料金だけではなく、その中で人数を減らしたりする対処もやっていますので、その中で最終的な決算での損失補てんと考えております。

○委員（蔵原 勇君）

上河内～松ヶ野線、国分地区ですね。ここは同じ路線なのでしょう。地図では位置が若干違っているのですが。地図では牧内4号線となっているのですが。一番上のほうね。下のほうが上河内～松ヶ野線となっているのですが。写真では上河内となっているのですよね。だから同じ路線かなと思って。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

今、手持ちの資料につきましては、今の上河内～松ヶ野線につきましては、上段の左と右は同じ路線になります。それと牧内4号線につきましては資料の1ページの上段部のほうに牧内4号線のほうを添付していますので、御質問の上河内～松ヶ野線の横の並びは一緒の所です。それと、写真につきましては、写真を撮る方向が違っているところです。同じ路線です。

○委員（山田龍治君）

昨年も豪雨災害でこのような復旧をされていると思うんですけども、災害箇所数を前年度と比較するとどのくらい数が増えているのか、それとも増えていないのか。そして金額的にどのような差異があるのかお示しいただきたいと思います。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

昨年、令和元年の災害につきましては、全体で11件発生しております。今回は6月下旬から7月下旬にかけての災害となりますけど、現段階では12件が発生しているような状況です。災害の種類につきましては、多いのが路肩決壊、路肩の一部が壊れる部分。今回の部分については、山の斜面が壊れて道路の部分を塞いだりして、通行できないような状況になっているところです。この2点が道路災害についての内容になるかと思えます。金額につきましては後ほど答弁させていただきます。[39ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

今回、公共土木災害の関係では、12件中7件が牧園ということでの報告ですよ。それで片側交互通行で何とか通行を確保しているところの報告がされましたけれど、全面通行止めになっている所も数箇所あるというようなことで、かなり市民生活に不便を来しているのではないのかなと思うんですけども、二次災害が起こったら困りますが、可能な限り通行を保障するというような取組をした上でも、全面通行止めにしなればいけなかったというようなことで理解をすればよろしいのでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、全面通行止めをしている場所は、交通量もございます。あと迂回路がある箇所であるという判断で、応急の措置はしておりません。

○委員（宮内 博君）

全面通行止めになっている所は迂回路もちゃんと確保されて、そんなに不便を来しているようなことは少ないという判断だということですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

1か所、松永の春山線だけは、応急的なものがないものですから、地元の方々の自治会長、上場も下場も、あと牛を飼われている方もいらっしゃいますので、そこについては応急的なことは

できないということで、申し訳ないですけども、遠回りですが迂回路を利用してくださいという説明をしています。

○委員（宮内 博君）

松永の写真もドローンで撮ったのではないかと。私も現場を確認しましたが、かなり崩落の規模が大きいですね。ここはもう全面通行止めにしなないと対応できないなというふうに思ったところです。上小鹿野のほうにまわらないといけない状況にはなっているというふうに思います。牧園のほうで7か所と被災箇所が多い状況だから、牧園のほうでは迂回路がちゃんと確保されているという理解でよろしいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

はい、今言われたとおり、牧園の全面通行止めにしてしている所は迂回路があるということで、応急的な開通はさせていません。

○建設部長（猿渡千弘君）

少し補足しますけれども、今、通行止めしている路線が非常に幅員が狭くて、地形的にも両サイドとも崖という形で、幅員が狭い中で通行すると、かえって危険を及ぼすものですから、迂回路等を確保して通行止めという形をとっています。

○委員（池田綱雄君）

松永から春山へ上がる春山線ですね。あの辺の人が通行止めがしてある。どんな災害だろうかと聴かれるのですが、先ほどの説明、延長が90m、高さもそれぐらいあるような話を聴くのですが、聴くところによると億掛かる災害だということですが、今の時点で概算が分かっていたら、お示しください。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

今度10月1日に災害査定があります。今その中で申請をしようとするのが約2億円に足りない程度、1億七、八千万円ということでは考えております。ただし、今見えている部分だけの申請になりますので、今ちょうど擁壁の部分が埋まったり、法面の一部が土で埋まったりしていますので、その辺がまだ定かでないの、その辺についてはまだ申請をしません。その除去後に変更申請等をしますので、また金額は上がると思います。

○委員（池田綱雄君）

そうすると、工事期間というか、通行止めの期間というのは一、二年長引く予定ですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

標準工期でいきますと、大体1年近く掛かるとは思います。

○副委員長（宮田竜二君）

説明資料の13ページ、都市計画課の公園整備事業なんですけれども、先ほど文書ですね。1億8,000万円ではなくて1,800万円ということで訂正いただいたのですが、1,800万円でもちょっと高いのではないかなと思っていました。先ほどの別紙で頂いた資料でいけば、芝を張って、駐車場、フェンス、面積が2,200㎡ですか。これでまあ1㎡で割っていいのか分からないのですが、8,000円ぐらいなんですけれど。芝が大体多いのですが。ちょっと高いんのではないかと素人的に思うんですけど、これは一般的な金額を捉えているんでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

こちらの計画平面図に記載していますある程度必要な更新について、積み上げをした結果として、この金額を算出していますので、大体このような金額になっています。

○副委員長（宮田竜二君）

これぐらいの金額ということですけども、財源が868万8,000円、公益財団法人の振興協会の交付金が使われるんですけども、残りの財源はどこから出るのでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

今のところ、一般財源を予定しています。

○副委員長（宮田竜二君）

一般財源ということで、ここの麓地区に関しては都市計画税は払われているのでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

区画整理事業地内につきましては、都市計画税を頂いています。

○委員（池田 守君）

今のこの4号公園ですが、トイレは設置する考えはないのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

この4号公園につきましては、周辺の近隣の方々が使う街区公園ということで位置付けをされておりまして、基本的にはトイレの計画は今のところ考えておりません。

○委員（池田 守君）

先に整備された1号公園ですけれど、こちらはトイレがあるのではないですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員がおっしゃいますとおり、1号公園につきましては、トイレを設置したところがございます。ただ、1号公園につきましてはある程度、試験的な部分も含めて整備した経緯もございます。

○委員（平原志保君）

4号公園ですが、整備するに当たり、遊具等の要望とかは上がってこなかったのでしょうか。児童公園としての遊具ですね。

○都市計画課長（三島由起博君）

この4号公園につきましては、地域まちづくり実施計画のほうでも要望が上がっておりまして、その内容につきましては、芝を張ってほしいと。芝生広場を造ってほしいというような御要望がありまして、今のところ、そういう遊具に関する要望はございませんでしたので、基本的には基本的な施設整備について、今回計画したものです。

○委員（新橋 実君）

この造成工事が終わって既に使われているということですが、どういった方が利用されているのか。陵南小学校もあるわけですが、最終的には近隣の方に利用してもらいたいということでしたけれども、対象は近隣の住民の方なのか、小学校も近いのですが、どの辺を対象としているのか。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在の利用されている方々というのが、グランドゴルフをされている方々です。空いている時間には、近所の子供さん方が遊んでいるというような状況です。今後、4号公園が整備されますと、周辺の近隣に住んでいる方々が利用する公園として整備されますので、住んでいる方々は平等に使っていただけるということになります。そういった方々と陵南小学校のお子さんも恐らく現在利用されているようですので、一緒に使っていただければと思っております。

○委員（新橋 実君）

芝を張るということですから、芝を張ればボール遊びとかそういうのはできないということですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

ある程度その公園利用のルールにのっとっていただいて、ボール遊びをしていただくということが原則になるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

していただいてもいいということですかね。フェンスも高さが1,800mmしかないわけですが、周りは住宅地で道路もあります。ボールが外に出る可能性もあるわけですが、その辺についてはどのように考えていますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然、ボールの利用等も想定される場所ですが、そういったことも踏まえまして、フェンスを

南側の宅地側については、1,800mmというふうに計画しているところです。ですので、公園の利用者が、ある程度ルールにのっとって使っていただくということで考えています。

○委員（新橋 実君）

今、北側に駐車場があって、南側が芝になっているのですが、ここはバリアフリーになっているのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

基本的には、排水勾配を多少はとっていますけれども、ほぼフラットな状況ですので、バリアフリーと考えていただいて結構かと思います。

○委員（宮内 博君）

トイレの関係でお尋ねしますが、今回の4号公園については2,200㎡で、敷地的にも1号公園と変わらないですけれど、1号公園にはトイレが設置してあるということでありました。7か所の公園がここで示されていますが、トイレは何箇所設置してあるのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在のところ整備が終わっております1号公園の1か所のみトイレを設置している状況でございます。

○委員（宮内 博君）

今後の計画ではどういうふうになっていますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

今回の4号公園以外にあと五つの公園がございます。数も多くありますので、今後、1号公園のトイレの利用状況等を踏まえまして、トイレの必要性については検討したいと考えています。

○委員（木野田誠君）

もうすぐ午後5時になりますが、本日の審査を委員長としては教育部まで行きたいなというふうに思っているんですけれど、皆さんどうでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

では教育部まで済ませるということで御了承いただけますか。

[「はい」という声あり]

それではそういうことでよろしく願います。続けてください。

○委員（宮内 博君）

今後の計画は利用状況を見てということではありますが、区画整理をするということになると、当然ここに住まれる方が増えるということ的前提に整備をするということになるかと思うんです。実際、隼人姫城地区、あるいは駅前、それから浜之市前ですね。それぞれ区画整理事業によって公園が整備されているのですけれど、ほとんどトイレが付いているというふうに私は認識しております。例えば姫城なんかは全部付いているのではないかと思いますけれど、そういう所との均衡も図るというようなことで、同じ都市計画税を活用して造る、そういう都市公園というか区画整理内の公園ということになりますので、その辺も考えた上で整備計画を進めるべきだというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然、この麓第一土地区画整理事業区域も南北に広い事業区域になりますので、1号公園が一番北側に位置する公園ですので、それに対しまして、全体的なトイレの配置等も踏まえて、適正なトイレの設置については今後、検討したいというふうには考えているところでございます。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

先ほど、御質問がありました昨年度の被害額と今年の被害額ということですが、昨年度が1億2,560万円の被害額、今年度が4億300万円の被害額となっております。

○委員長（木野田誠君）

委員長を交代します。

○委員（木野田誠君）

どうしても要望しているおきたいことがあります。数多くの道路災害が出ているわけですが、近隣に住んでいらっしゃる方が迂回というのは、普段、通っている道路を通れないということは非常に苦痛になるわけです。その辺を少しでも解消していただくために、これから設計業務も始まったり、工事も始まっていくわけですが、その都度、住民に対しては親切的な道路の進捗状況が無線等でやはり教えて差し上げるのが親切心ではないかなというふうに思いますので、その辺をぜひ考慮していただいて、支所等の無線施設を使って広報していただきたいと要望しておきます。

○委員長（宮田竜二君）

委員長を戻します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時01分」

「再開 午後 5時03分」

○委員長（木野田誠君）

次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第65号、令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育部関係について御説明します。令和2年度一般会計補正予算書（第9号）3ページ、令和2年度一般会計補正予算書（第9号）の3ページをご覧ください。今回の補正予算は、(款)10教育費のうち、(項)4高等学校費を700万円増額、(項)6社会教育費2,550万円の増額のうち、教育部関係として1,850万円を増額し、総額2,550万円を増額しようとするものです。補正の内容としましては、国分中央高校2号棟の屋上防水工事と上床運動公園施設内に設置している木製遊具の更新を行うほか、指定管理者制度を導入している5施設について、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用料金収入を、基本協定に基づき負担するものです。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○国分中央高校事務長（赤塚孝平君）

国分中央高等学校に関する令和2年度一般会計補正予算（第9号）について、御説明します。令和2年度一般会計補正予算（第9号）3ページ、令和2年度一般会計補正予算（第9号）に関する説明書53から54ページ、令和2年度一般会計補正予算（第8号）等説明資料13ページ、一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の53から54ページ、一般会計補正予算（第8号）等説明資料の13ページをご覧ください。(款)10教育費、(項)4高等学校費、(目)2高等学校管理費の国分中央高校維持管理事業を700万円増額しています。これは、生徒の安全な教育環境を確保するため、2号棟屋上の防水工事を行うものです。以上で、説明を終わります。

○社会教育課長（新門勝利君）

社会教育課に関する令和2年度一般会計補正予算（第9号）について御説明します。令和2年度一般会計補正予算（第9号）2から3ページ、令和2年度一般会計補正予算（第9号）に関する説明書29から30ページ、55から56ページ令和2年度一般会計補正予算（第8号）等説明資料13から14ページ、一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の55から56ページ、一般会計補正予算（第8号）等説明資料の13から14ページをご覧ください。(款)10教育費、(項)6社会教育費、(目)3社会教育施設費のいきいき国分交流センター管理運営事業を730万円、サン・あもり管理運営事業を90万円、溝辺コミュニティセンター管理運営事業を920万円、天降川地区共同利用施設管理運営事業を20万円、同款、同項、(目)4公民館費の各地区公民館管理運営事業を90万円増額しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少している指定管理施設について、

基本協定に基づき指定管理者の損失を負担し、安定的な施設の管理・運営の継続を図るものです。さらに、溝辺コミュニティセンター管理運営事業については、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会交付金を活用して、上床運動公園施設内の既存のコンビネーション遊具を撤去し、新たな遊具を設置するものです。一般会計補正予算(第9号)に関する説明書の29から30ページをご覧ください。特定財源として、雑入2,932万9,000円のうち、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会交付金の429

○委員長(木野田誠君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

今回、多くの指定管理者制度を導入している施設の損失補てんが行われているわけですが、教育委員会部局でも五つの施設についてそれを実施をするということでもあります。それぞれのコロナの影響による減収率を御紹介いただけませんか。

○学習支援G長(井上寛昭君)

いきいき国分交流センター、サンあもり、天降川地区共同利用施設について、今年度の4月から8月末までの分と、前年度の4月から8月までの分の数字でお答えします。いきいき国分交流センターにつきましては減収率67.5%、サンあもりににつきましては減収率25.1%、天降川地区共同利用施設につきましては減収率20%となっております。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長(齋藤 修君)

溝辺コミュニティセンターと溝辺公民館の分についてお答えをいたします。同じく今年の4月から8月と、昨年の4月から8月までと比較を致しますと、溝辺コミュニティセンターで減収率33.6%、溝辺公民館で減収率51.1%となっております。

○委員(新橋 実君)

国分中央高校についてお伺いしますが、国分中央高校の2号棟の現在の状況はどういう状況なんですか、屋上の。

○国分中央高等学校主幹(徳留要一君)

屋上の状況ということで申し上げます。屋上の平米数が482㎡ございます。この2号棟は、建築年度が昭和53年に建築ということで、雨漏れのほうが発生いたしましたのが、平成30年度に一部分雨漏りが発生して、部分補修を行っております。その補修でも止まらずに平成31年度に、再度、量的には多いものではなかったんですけども、雨漏りが発生しまして部分修繕を行っております。今年に入りましてから、雨漏りがまた、雨の強さとか、方向とか、量とかに限らず、漏る状況がありましたので、今回、全面の防水工事ということでお願いしているところでございます。

○委員(新橋 実君)

現在の仕様は、どういった仕様となっておりますか。防水の仕様は。

○国分中央高等学校主幹(徳留要一君)

仕様は分からないんですけど、申し訳ございません、シート防水です。

○委員(新橋 実君)

シート防水は、非常にめくれ易いとか、いろいろ問題があるんですけど、今回はどういった仕上げになりますか。方法は。

○国分中央高等学校主幹(徳留要一君)

ウレタン塗膜防水という工法を今、検討しているところでございます。

○委員(新橋 実君)

検討とは、予算が組んであるんですけど、それでやるということではないんですか。どうなんですか。

○国分中央高等学校主幹(徳留要一君)

そのような形で今、計画しております。

○委員(山田龍治君)

14ページの溝辺のコンビネーション遊具のことについてお尋ねしたいと思います。これは撤去費用込みでこの金額であるのか。あと、この委託料に指定管理料20万円がのっているんですけども、この指定管理料というのは何をするためのお金なのか説明してください。

○学習支援G長（井上寛昭君）

溝辺の上床公園のコンビネーション遊具につきましては900万円、それと、指定管理の補てん分で20万円を計上しております、合わせて920万円になっております。900万円のコンビネーション遊具の委託料の中につきましては、解体費も含まれております。

○委員（山田龍治君）

20万円の補てんというのは、どのような意味ですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

冒頭、宮内委員からの方からも御質問がありましたけれど、減収補てん分の指定管理の20万円です。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。以上で、本日の審査は終了いたします。保健福祉部以降の審査は、明日午前9時から行います。本日は、これで散会いたします。

「散会 午後5時17分」